

労働総研

クォーターリー

ISSN 0918-7618

2018
冬
季号

特集

貧困と格差の打開へ ——労働者の生活を守る

「生活崩壊」危機の進行と打開の課題

金澤誠一

賃金闘争の強化と春闘再構築の課題

鹿田勝一

地域経済活性化と労働組合の課題

川村好伸

貧困打開をめざす地域からの運動

原富 悟

道労連／黒澤幸一

山形県労連／勝見 忍

全労連青年部／五十嵐建一

郵政ユニオン／家門和宏

安倍9条改憲阻止にむけた労働組合の課題

小田川義和

RODO SOKEN

編集・発行 労働運動総合研究所

発売 本の泉社

労働総研ブックレット No.11

The Japan Research Institute of Labour Movement RODO SOKEN Booklet / 編集：労働運動総合研究所

財界戦略とアベノミクス

—内部留保はどう使われる

藤田 宏 著



- 序章 アベノミクスと財界戦略
- 第1章 バブル崩壊後の財界戦略——『新時代の「日本的経営」』と「新型経営」
- 第2章 財界・大企業の搾取強化の新段階——付加価値の企業配分の増大
- 第3章 「新型経営」下で急膨張する内部留保
- 第4章 財テク重視の「新・新型経営」による新たな資本蓄積方式
- 第5章 「新・新型経営」とアベノミクス
- 終章 内部留保は国民経済の障害——内部留保を経済の好循環の糧に

ISBN：978-4-7807-1215-5 C0036 A5判・64 ページ・定価 600 円(+税)

『労働総研ブックレット』No.1～10も好評発売中

全てA5判/No.1～8：定価 571円(+税)/No.9：定価 800円(+税)/No.10：定価 550円(+税)

- No.10** 人間らしい働き方とジェンダー
平等の実現へ
労働組合の役割ととりくみ 64頁
労働総研女性労働研究部会編
- No.9** アベノ改憲の真実
平和と人権、暮らしを護う濁流 104頁
坂本 修著
- No.8** 労働時間の短縮で
日本社会を変えよう 64頁
斉藤隆夫監修・労働総合運動研究所編
- No.7** ブラック企業と就活・働く権利
——青年に希望を悪質企業を見分ける確かな眼 72頁
生熊茂実・鹿田勝一著
- No.6** 最低生計費調査とナショナル
ミニマム——健康で文化的な生活保障 64頁
金澤誠一著
- No.5** 地域循環型経済への挑戦 64頁
松丸和夫・吉田敬一・中島康浩著
- No.4** TPPと労働者、労働組合 64頁
萩原伸次郎著
- No.3** 公契約適正化運動のすすめ 64頁
——発展方向と可能性を探る 64頁
伊藤圭一・斎藤寛生・原富悟著
- No.2** 大震災と日本の社会保障 72頁
——被災地から労働・生活・地域の
再建を考える 64頁
日野秀逸著
- No.1** フランス、イギリス働くルールと
生活保障の最新事情 72頁
——日本が学ぶことを探す旅 72頁
労働総研仏英調査団編

本の泉社

21世紀を生きる人と社会に役立ち、
感動を共有できる本づくり

お求めはお近くの書店または本の泉社へ
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-25-6
HP：http://www.honnoizumi.co.jp/ 郵便振替：00130-6-137225

TEL：03-5800-8494
FAX：03-5800-5353



☞ 単行本の出版のご相談をお受けいたします。お気軽にご連絡ください。☞

目次

- 安倍9条改憲阻止にむけた労働組合の課題 …………… 小田川義和 2

特集 貧困と格差の打開へ——労働者の生活を守る

- 「生活崩壊」危機の進行と打開の課題 …………… 金澤誠一 9
- 賃金闘争の強化と春闘再構築の課題
——賃金底上げと大幅賃上げ闘争の復権へ …………… 鹿田勝一 23
- 地域経済活性化と労働組合の課題 …………… 川村好伸 30
- 貧困打開をめざす地域からの運動 …………… 原富 悟 38

◎ レポート

- ・ 〈道労連〉無期転換で非正規に労働組合を
——非正規組織化「無期転換プロジェクト」のとりくみ… 黒澤幸一 44
- ・ 〈山形県労連〉最低賃金、県が国に画期的な提案
——ブラック企業アンケートから見えてきたもの …………… 勝見 忍 47
- ・ 〈全労連青年部〉奨学金返済にあえぐ青年労働者
——「奨学金アンケート」から …………… 五十嵐建一 50
- ・ 〈郵政ユニオン〉郵政における非正規社員の
正社員化に向けたとりくみ …………… 家門和宏 54

労働戦線NOW

- 多難な船出の連合新体制 2018「初陣春闘」や支持政党見直し … 青山 悠 57

安倍 9 条改憲阻止にむけた 労働組合の課題

小田川 義和

はじめに

(1) 昨年 9 月下旬に、韓国の労働組合や民主団体を駆け足で訪問した。2016 年 10 月から 2017 年 3 月の間、毎週土曜日に取り組みられた朴槿恵退陣行動（ロウソク革命）の背景や経緯、行動で果たしたそれぞれの役割などについて、理解を深めることができた。

韓国のナショナルセンター・民主労総との懇談では、行動を支えた「実行委員会」の事務所が同じビルの中に置かれ、常駐スタッフの 3 割を派遣したことが語られた。「（ロウソク革命という）蓮の花を、（民主労総などの組織が）蓮根として支えた」と聞いた。

2015 年安保闘争と言われる日本の国会前のたたかいなどで、「総がかり行動実行委員会が『敷布団』の役割を果たした」といわれたこととの共通性を感じさせるものだった。

固い組織性を持った団体が国民的課題のたたかいで先頭に立つ時代は、かの国でも変化している。

(2) 「路上の民主主義」とも言われるようなデモや集会で主張をアピールする行動形態は、必ずしも近年始まったものではないが、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故後の反原発の官邸前行動も契機にそのような取り組みが強く意識され、市民参加の運動として定着してきた。

取り組みは、2015 年の安全保障関連法反対、廃止のたたかいでさらに深化した。とりわけの変化は、国会の中と外との連携、政治と大衆運動との共闘の深まりである。国会前行動などに参加した政党、候補者が市民との連携を深め、2016 年参議院選挙や新潟知事選挙、仙台市長選挙などで市民と野党の共闘の選挙をたたかい、2017 年総選挙に継承された。

要求の一致点での実現をめざす共闘は、安倍政権に変わる政治を求める運動に発展してきている。

(3) 総選挙後の情勢は、自民党が選挙で初めて改憲の具体的内容を公約に掲げて「勝利」したこともあって、憲法に自衛隊を明記するとの安倍 9 条改憲をめぐる激しいせめぎあいとなっている。11 月 27 日に開催された改憲団体「日本会議」と、同会議と一体の国会議員懇談会の創立 20 周年記念大会では、「九条の会や護憲派には負けられない」との発言も飛び出したと報じられている。

総選挙直前の民進党の解党的・分裂騒動の経緯からしても、現時点での政治の分水嶺が安保関連法と改憲にあることも明らかだ。

主権者としての選択が否応なしに迫られる課題が政治の最大争点になるという情勢のもとで、「日本の労働組合運動の積極的なたたかいを継承発展させる」（全労連規約前文）とする全労連の運動も問われることになる。深化し発

展し続けている市民と野党の共闘と真正面から向き合わなければ、全労連の役割を発揮することはできないと考える。

以下、私見を述べてみたい。

1 突然の解散総選挙、安倍首相の狙いは？

(1) 9月17日にマスコミ各社は、安倍首相が9月28日の臨時国会召集時に衆議院を解散し、10月22日投票で総選挙が実施されることを一斉に報道した。

「共謀罪」創設法の強行採決の混乱の中で通常国会の幕が閉じられたが、その幕引きは同時に、国有地の不当な値引きに首相の配偶者がかわっていた森友学園疑惑と、首相自らの関与が疑われる加計学園疑惑への野党の追及を避けるためでもあった。6月22日に民進、共産、自由、社民の野党4党が、憲法第53条にもとづく臨時国会召集要求を行ったのは当然のことであった。

しかし、「安倍晋三首相は加計問題について追及されることを嫌がっている」（竹下亘自民党国対委員長）との発言もあるような理由から、閉会中審査に一度は応じたものの、臨時国会召集には応じなかった。それが、国会解散のためだけに召集し、国会の場で理由を語ることもなく冒頭解散を行ったのである。

森友・加計隠し解散との批判が広がったのは当然であった。

(2) 総選挙直前のマスコミ等の予測では、自民党は議席の3分の2はおろか、過半数の233の確保も危ういとするものが少なくなかった（例えば、夕刊フジは、「自民党過半数割れも小池新党が大躍進」（9月30日）と報じている）。これは安倍政権にとっては大きなリスクであ

り、普通に考えれば「虎の子の与党3分の2議席」を失いかねない選挙に打って出るのは余程でない限り考えられない。

大義のない解散に加えて、東京都議会議員選挙での「小池旋風」が国政選挙にも持ち込まれる状況下での安倍首相の総選挙の決断であった。

(3) 決断の背景には、次のような点があったのではなかっただろうか。

その一つは、都議会議員選挙で自民党とともに、民進党も大きく後退していた。民進党の後退は、小池新党・都民ファーストへの民進党からの鞍替えも影響していた。

その動きは、都議会議員選挙後もおさまらず、急遽実施された民進党の代表選挙では、2016年参議院選挙を引き継ぐ市民と野党の共闘の是非が争点となっていた。代表選挙の途中でも保守系を自認する国会議員が離党し、国政進出を狙う小池東京都知事との連携に走る動きも顕在化していた。野党第一党の民進党が内部から崩壊する動きが表面化し、そのために野党の統一候補の調整が遅れていた。

その二つは、民進党の代表選挙で、市民と野党の共闘の見直しを掲げる前原氏が勝利したことである。

この代表選挙の過程で、民進党の支持母体とされる連合の神津会長は「連合は（労働運動から）共産党の影響を排除するために闘ってきた。」（8月30日の講演での発言）と述べ、共産党を含む共闘を否定した。政党の組み合わせによる二大政党制をめざす立場によって立つ基盤が何かを示す発言でもあるが、市民と野党の共闘に背を向けるものであった。

その三つは、小池東京都知事の新党結成の動きである。総選挙後に朝日新聞が特集したところでは、2016年7月の都知事選直後から「希望

の党」の結成を模索していたとされる。都議会議員選挙の勝利と民進党離党者の相次ぐ合流の流れの中で、安保関連法容認、9条を含む改憲賛成の政党が野党の一角を占めることが想定された。

その四つは、北朝鮮の核開発や相次ぐミサイル発射が、積極平和主義を唱える安倍政権の追い風となりつつあったことである。内閣支持率の変化がそのことを物語っている。

(4) 衆議院を解散しなければ、2018年12月まで1年を切ることとなり、2017年5月3日の改憲発言（自衛隊を明記した憲法を2020年までに施行させる）を具体化するための期間が限られることになる。

再び、自公で衆議院の3分の2を獲得するか、あるいは、9条改憲にまで踏み込める野党も含めて3分の2の確保が見通せれば、その期間は、少なくとも次の参議院議員選挙が予定される2019年7月までは余裕を持てることになる。

2018年通常国会だけが9条改憲を仕掛ける唯一の場合、それとも2019年通常国会も含めた複数回の勝負かの選択が迫られた時に、前述した四つの点から、安倍首相は、当初から補欠選挙が予定されていた10月22日投票を選択したのではないのだろうか。

(5) 突然の総選挙は、民進党の市民と野党の共闘からの離脱という「共闘つぶし」の思惑を込めてのものであった。そのことは、次のようなことからもうかがえる。

2016年11月に出された「日本会議」のシンクタンク・日本政策研究センターの代表、伊藤哲夫氏の論文「改憲はまず加憲から」は、9条加憲論を展開している。その中では、9条2項の廃止という従来の主張を変更する意図を「『(改憲反対の)統一戦線』を容易に形成させ

ないための積極戦略」だとしている。この論文が明らかにされる2か月前の民主党代表選挙に立った前原氏が、「9条1項、2項は手を着けず、第3項もしくは10条を加えて自衛隊の存在を明確にする」と発言していることも注目される。

その伊藤氏の論文をふまえ、今年5月3日の安倍改憲発言が行われことや、その安倍発言への改憲派からの批判があまり出ていないことにも留意が必要だ。

また、民進党を離党して希望の党の立ち上げにかかわった長島昭久氏は、2015年11月16日の対談で「(シールズなどの)院外のデモの先頭に立つなんていうのは、私は論外だと今でも思っています」と述べ、市民と野党の共闘を否定していたことも振り返っておく必要がある。

2 総選挙の結果をどうみるか

(1) 安倍首相が恐れたのは、2016年参議院選挙でも示された市民と野党の共闘の効果だ。

例えば参議院選挙時の朝日新聞の青森での出口調査では、野党統一候補に投票したと回答した人を支持政党別にみると、民主党・90%、共産党84%、社民党・83%、生活の党・79%、無党派層56%、公明党・24%、自民党・11%となっていた。カギを握る無党派層はもとより、政権与党の公明党や自民党支持層も、戦争法廃止、立憲主義回復を掲げる統一候補に投票していた。

野党統一が実現した32の一人区の中で、実に28の選挙区で共闘した4党の比例得票数の和を選挙区での候補者の得票数が上回っていた。

市民と野党の共闘効果は、各政党への支持の単純な和ではなく、無党派層や安倍政権に不満を持つ保守層にも広がる点にあることが参議院選挙で実証されていた。それまでの保守政治と

は異質の極右政治との批判もある安倍政治を変えたいという市民の願いが、そこからはくみ取れる。

(2) 今回の総選挙の結果でも、市民と野党の統一効果が再確認できる。

総選挙で、自民党と公明党が獲得した得票は約2550万票だ。一方で立憲民主、共産、社民の立憲3党は1640万票、希望の党が960万票で、野党がわずかに上回っている。仮に、市民と野党の共闘つぶしがなければ、63選挙区で野党統一候補が勝利する可能性があった(10月23日、朝日新聞)。

例えば、市民と野党の共闘が成立して勝利した高知2区では、比例の得票率は自公が46.75%、立憲野党が32.61%であった。しかし、選挙区での統一候補の得票率は56.78%と14ポイントも上昇している。その内訳も、無党派の69%が、比例では自民に投票した有権者の24%が、統一候補に票を入れたことが出口調査で明らかになっている。明確な受け皿があれば、「仕方ない自民党支持層」からも選択されることを実証している。市民と野党の統一で「保守の票が逃げる」というのは、必ずしも当たらない。

(3) このような総選挙の結果に、「政権交代のために(野党が)一つにまとまること(という前原的発想)がいかに有権者に嫌われているか痛感した」(12月3日、毎日・枝野立憲民主代表)、「日本では二大政党制の試みは成功しない」(11月25日の市民連合意見交換会での山口二郎法政大学教授の発言)、「政治は共闘の時代に入った」(11月18日の全国革新交流集会での渡辺治一橋大学名誉教授の発言)などの発言が相次いでいる。

安倍首相が狙った安保関連法の廃止を求め、安倍9条改憲に反対する共闘の分断が成功しな

かったばかりか、逆にその課題を軸に統一戦線の運動に発展する条件が高まっていることを総選挙結果が示している。

例えば、オール埼玉総行動は、埼玉県内のすべての選挙区で野党統一候補の擁立をめざして総選挙に取り組み、総選挙後は「安倍9条改憲NO! 全国統一署名」を取り組みの柱に位置付け、全県200万人目標で取り組みを進めている。埼玉労連、連合埼玉がともに協力関係にあるオール埼玉総行動の取り組みであり、注目に値する動きである。

3 総選挙後の状況と私たちの運動

(1) 共闘の分断に成功はしなかったものの、改憲補完勢力の取り込みに安倍首相が一定成功したことも一面の事実である。

希望の党の玉木代表は、党内での憲法論議の開始に当たって9条改憲も視野に「自衛権の発動要件や行使の限界について、憲法に書く方が良いのかどうかなども含めて、しっかり議論を深めてほしい」と指示している(11月22日産経新聞)。

一方で、公明党の山口代表は「(憲法)改正ありきで(自民の)党是だから改正をなんとか結果を出したい、というアプローチをすると誤る可能性がある」と改憲論議に慎重姿勢を示している。

マスコミの世論調査でも、自衛隊を憲法に明記する改憲に関し、「賛成・36%、反対45%」(10月25日、朝日新聞)、「賛成・49%、反対・39%」(10月25日、読売新聞)、「賛成44%、反対41%」(11月3日、日経新聞)などとなっており、世論に揺れがあることがうかがえる。

総じていえば、9条改憲をめぐるせめぎあい

が総選挙後にさらに激化していること、9条改憲の問題点、危険性が十分に浸透していないと言える。

その状況のもとで、3000万人というかつてない規模の目標を掲げた署名に取り組むことになる。これまでとは異なる論議と発想が必要であり、そのポイントの一つが市民と野党の共闘で示される統一戦線的な運動の模索だと考える。

(2) 2017年総選挙で投票した人は約5700万人であった。ここ数回の国政選挙の投票数も同様の傾向にある。3000万人という署名の目標数は、その半分、過半数の人の賛同を得て署名の形で可視化し、安倍政権と国会に改憲発議の断念を迫るための数字である。先に紹介した各政党の得票数から言えば、自民党に投票した人からも署名への賛同を得ようというものだ。

憲法に対する様々な意見や政治的立場を越え、「憲法を守らない安倍首相には憲法を触らせない」という保守層にも賛同を呼びかける必要がある。取り組みで依拠するのは、9条改憲によって「完成」する戦争する国の危険性を共有し、平和国家を守りたいという固い岩盤のような国民世論だ。

先に統一戦線的な運動としたのは、平和を壊す政治への危機を共有し、憲法擁護の政治への転換を迫る取り組みに署名運動を位置づけることになると考えるからだ。

4 安保関連法の成立で自衛隊の役割は変わった

(1) 南スーダンに派遣されたPKO部隊に、積極的な武器使用を認める「駆け付け警護」の任務が付与されたのは2016年11月であった。自衛隊は、他国の市民に銃口を向ける存在と

なった。

2017年5月には、海上自衛隊最大の護衛艦「いずも」が米軍の補給艦護衛の任務についた。9月には、海上自衛隊の補給艦が日本海で、米軍イージス艦に給油を繰り返していることが明らかにされた。11月には、核兵器の搭載が可能な米軍の戦略爆撃機・B52と自衛隊の戦闘機が共同訓練を行っていたことが明らかになった。いずれも、安保関連法がなければ実施できない行動・訓練であり、米軍と自衛隊の一体化が進んでいることを示すものである。

しかも、これらの行動・訓練は、軍事機密も盾に、国民にも国会にも知らされないままに実施されている。仮に、補給中の自衛隊艦船が米軍イージス艦への攻撃に巻き込まれ、自衛のための反撃を自衛隊が行えば、国民は知らない内に戦争に巻き込まれることになる。その危険性は安保関連法で特段に高まった。

(2) 防衛省は、2017年度補正予算、2018年度予算に、地上配備型の迎撃ミサイル（イージス・アショア）2基（1基1000億円）を導入するための経費を盛り込むことを公表した（12月12日）。2018年度概算要求時点での防衛費は5.2兆円で過去最高額となっているが、イージス・アショアの購入経費は含まれていない。

防衛大臣は12月8日に、敵地攻撃能力のある長距離巡航ミサイルの導入方針を明らかにした。突然の発表に、「今まで日本は敵の基地を攻撃するようなことはしない、そういう能力も持たないとしてきたが、その方針の転換につながる可能性がある。（中略）国会の中で十分な議論が積み上げられない中で予算化が進むことは非常に問題だと思う」（流通経済大学・植村秀樹教授）との批判が上がっているように、憲法問題となる方針転換が政府の解釈で行われている。

11月5日に来日したトランプ米大統領は、北朝鮮のミサイル発射等も口実に、アメリカ製武器の購入を迫り、安倍首相はこれを快諾したと言われる。イーリス・アショアの購入や長距離巡航ミサイルの導入方針は首脳会談の合意も背景にしているが、より大本に安保関連法の成立があることを見逃してはならない。

大軍拡、軍事費拡大の扉が開かれた感がある。これも、安保関連法成立後の状況だ。

(3) 安倍首相は、「多くの憲法学者や政党の中には自衛隊を違憲だとする議論が、今なお存在している。「自衛隊は、違憲かもしれないけれども、何かあれば、命を張ってくれというのは、余りにも無責任だ」とし、憲法に自衛隊を明記しても「何も変わらない」と繰り返している。

安倍首相が言っている「自衛隊」とは、安保関連法成立後の自衛隊で、限定的とはいえ集団的自衛権を行使する存在だ。決して、東日本大震災で活躍した「災害救助」の自衛隊ではない。

安保関連法の国会審議の際、圧倒的多数の憲法学者と学識経験者、さらには歴代の内閣法制局長官や最高裁判事経験者が法の違憲性を指摘した。憲法への自衛隊の明記は安保関連法の合憲化にはほかならない。それは、再びの戦前への先祖返りと戦争放棄と戦力不保持を宣言する9条1項、2項を形骸化させることは明らかだ。

(4) NHKが行った「日本人と憲法2017」調査によれば、憲法によって「戦争をしない平和主義が定着した」と73%が回答した。同様の調査を行った2002年に比較して15ポイント増えている。

また、「平和主義を掲げた今の憲法を誇りに思う」と82%が回答し、9条改正の要否について「必要ない」が57%となっている。9条改正が「必要」との回答は、2002年より5ポイント

減少し、自民党以外の政党支持層や、支持政党なしではそれぞれ10ポイント低下している。

その一方で、「自衛隊は憲法で認められると思う」との回答が62%に上るが、その自衛隊に求める役割で「同盟国と共同で行動すること」との回答は33%にとどまり、「他国からの侵略や攻撃に対する防衛」とする63%の半分程度でしかない。

アメリカと一緒に海外で戦争する自衛隊を国民は認めている訳ではない。

(5) 3000万人統一署名を成功させるためには、そのような市民の意識をふまえた働きかけが必要になる。自衛隊が合憲か違憲かとか日米安保条約の改廃が争点ではなく、集団的自衛権行使を容認する閣議決定と安保関連法が存在するもとの、憲法に自衛隊を明記することの是非が問われることになる。

その点でも、安保関連法の廃止と立憲主義の回復、安倍政権のもとでの改憲反対の一致点で前進発展してきた市民と野党の共闘の到達点だが、3000万人署名を成功させる基盤であることは明らかだ。総選挙結果の過不足ない評価の共有が重要だと考える。

5 たたかいを攻勢的に進めるために

(1) 2017年9月1日に、創価学会が制定した「会憲」は大変興味深い内容を記述している。前文に「(初代の牧口常三郎先生は)第二次世界大戦中、国家神道を奉ずる軍部政府に対して国家諫暁(著者注・いさめ、さとすこと)を叫ばれ、その結果、弾圧・投獄され、獄中にて逝去された。」と記しているからだ。その意図は推し測ることしかできないが、学会の寄って立つ柱に「戦争する国に身を挺して反対すること」

があると述べているように思う。

それぞれの組織には同様によって立つ柱があり、それがその組織の運動や性格を形づくっている。

日本の労働運動は、満州事変に始まる15年間の侵略戦争のもと、権力によって弾圧されただけでなく、「産業報国会」に動員され戦争に協力した歴史を持っている。

その反省と、日本での軍国主義の根絶と平和・民主主義の国づくりを迫る占領政策の柱の一つに「労働組合の組織奨励」が位置づけられたことも受けて、戦後の労働運動は再生された。「教え子を再び戦場に送らない」（教員組合）、「白衣を再び戦場の血で汚さない」（医療労働組合）などのスローガンが、その再生、結成時から掲げられたのには理由があるのだ。軍靴の足音が聞こえる今、それぞれの労働組合が、再生・結成の原点を確認し、引き継ぐことの必要性を強調したい。

(2) 労働者は同時に主権者・国民であり、権利の主体としての市民でもある。

労働組合とその運動は、憲法28条にだけ依拠しているのではない。憲法第3章が明記する基本的人権も基礎にした活動も様々に行っている。格差の是正を憲法第14条にも依拠して運動化し、社会保障の拡充などの取り組みは憲法25条の実現を迫る運動として位置付けているのはその一例だ。

ILOが提唱するディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現は、憲法第13条が謳う個人の尊厳の実現と重なり合うものと

して理解をし、全国一律最低賃金制度実現の取り組みなどを具体化してきている。

憲法前文が述べる「平和の内に生存する権利」を持ち出すまでもなく、平和は基本的人権実現の基盤であり、戦争は最大の人権侵害であることは、歴史が証明するところだ。

おわりに

憲法9条は、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたい」（憲法前文）との日本国民の世界への約束を具体化したものだ。その約束を反故にするのか、それとも次の世代にも引き継ぐのかも、今の主権者である私たちが決めざるを得ない状況に追い詰められつつあるのが今だ。賛成か、反対かの二者択一の選択が主権者でもある労働者にせまられているときに、組織する労働組合が無関係を決め込むことはできない。

前述した歴史からしても、労働組合はその存在をかけて戦争する国に反対し続けなければならない責任を負っている。そのことからしても、安倍9条改憲反対の国民運動で積極的な役割を果たすために、構成員に署名等の行動への参加を訴え、改憲の危険性を伝える対話活動を重視し、憲法擁護の政治の実現を求めることに力を集中しなければならない。

平和でこそその労働組合なのだ。

（おだがわ よしかず・全国労働組合総連合議長）

貧困と格差の打開へ

——労働者の生活を守る

「生活崩壊」危機の進行と打開の課題

金澤 誠一

はじめに——課題とそのための仮説:「生活の枠組み」と生活の「現代的・資本主義的
社会化」

この小論が用いているデータは、主には総務省の各年「家計調査年報」である。家計調査分析研究は、籠山京先生⁽¹⁾や江口英一先生に遡ることができる。ここでの家計分析は、江口先生の「生活の枠組み」⁽²⁾論に基づいた家計支出費目の範疇分類を手掛かりとして行われている。江口先生の「生活の枠組み」論の特徴は、社会福祉の体系の中に、社会、したがって人間が存立するための一般的条件・基盤＝「生活基盤」（住宅、教育、医療、交通・通信、電気・ガス・水道など、社会資本や「社会的共同生活手段」ともいう）を位置づけた点にある。従来の広義の社会福祉の体系が、第1に社会保障制度を所得保障として社会保険と公的扶助と、第2に見童・障害・高齢などの福祉サービスを加えるものであったが、江口理論では、それに第3に「生活基盤」を加え、その全体を包括的な「生活の枠組み」とした点に特徴があると理解される。

これらは、「生活基盤」を確保し、生活上の事故や起伏に対し最悪の状態を避け長期的見通しをもてるように最低限度の生活を保障するものとして制度化したものであり、それを江口理論では「生活の直接的社会化＝共同化」と呼んでいる。これら諸制度は、本来、所得の再分配を行い応能負担原則によって財源の確保をするものであったが、その民営化や市場原理の導入が、1980年代の「臨調・行革」から1990年代後半以降の「構造改革」そして、2013年以降の「税と社会保障の一体改革」として断行され、受益者負担原則が強まってきた。これを江口理論では「現代的・資本主義的社会的社会化」と呼んでいる。

この小論の課題は、この生活の「現代的・資本主義的社会的社会化」がどれだけ進み、それに国民・労働者世帯がどのように対応・抵抗しているのかを、家計調査分析によって解明する点にある。そのためには、次に、生活の「現代的・資本主義的社会的社会化」の進展を表す家計支出費目を特定し範疇分類⁽³⁾する必要がある。江口理論では、第1に「生活基盤」を確保するための支出費目を「社会的固定費目」としている。住宅費・教育費・医療費をはじめ

め交通・通信費や電気・ガス・水道代は、生活の土台を形成し、それがなくと誰もが生活が成り立たなく、しかもワンセットで必要とされるものであり、その多くは収入が低いからと言って節約し難いものであり、そのため選択の余地が非常に狭く従って一種の「強制」がはたらいっている費目である。その意味では「社会的固定費目」というにふさわしいものである。これらに対する市場原理の強化を示す「現代的・資本主義的社会化」の進展は、この費目の増加として現れる。第2に、社会保障や社会福祉そして「生活基盤」を国家が運営していくための財源の負担として、国民・労働者は税金を払い社会保険料を支払っている。この家計支出は「社会的固定費目」の他類型1と言えらる。これらの負担も、特に低所得層をも巻き込んだ社会保険料率の引き上げに対応し支出を増加せざるを得ないことになる。第3に、「生活基盤」の民営化・市場原理の強化は、例えば、住宅取得や教育費確保のための住宅ローンや教育ローン（奨学金を含め）返済を長期間にわたって背負うという形で、「現代的・資本主義的社会化」に対応・抵抗せざるを得ない。これら「土地家屋など借金返済」もまた「社会的固定費目」の他類型2といえらる。第4に、社会保障や社会福祉諸制度、「生活基盤」の公的負担の後退と市場原理の導入の強化により、例えば、医療費の窓口負担の増加や年金額の引き下げ、介護保険制度の自己負担の増加に加え、将来の住宅確保や子供の教育費の確保など、人生の長期的な見通しが不安定・不確実となり、それに備えて、いわば「現代的・資本主義的社会化」に対応ないし抵抗するために国民・労働者世帯は自助努力として貯蓄などを強いられ

ると考えらる。これら貯蓄など「生活準備金」もまた、その意味では「社会的固定費目」の他類型3の一つといえらる。

以上のように、「現代的・資本主義的社会化」への国民・労働者世帯の対応・抵抗として「社会的固定費目」及びその他類型は増加するものと考えらるが、その増加を補うほどの収入の増加が必要となるが、それが実現できなければ、食費、被服費や交際費、教養娯楽費などの「日常的消費生活費」に影響をもたらす、その節約・削減せざるを得ないことになる。

また、社会階層的収入格差は、生活水準の違いそれにとまなう自由選択度の違いだけでなく、将来に対する見通し・予期の総合計の違いとして現れる。それは「現代的・資本主義的社会化」への対応・抵抗力の違いということもできる。低所得層ではその対応ないし抵抗力は脆弱であり、何らかの生活上の事故に遭遇すれば、最下の「階層」の中から転落し、その階層の生活構造を守ろうとする抵抗力を失い、その階層以下に転落していくことになる。

この小論の論点は、第1に、わが国の国民・労働者世帯の実収入が、1990年代中頃から減少傾向をたどり、2010年代に入っても伸び悩んでいるといった実態を明らかにすることである。第2に、それにもかかわらず上記「社会的固定費目」が増加傾向にある実態を明らかにすることである。第3に、その結果、家計支出構造が「硬直化」し、自由に選択し消費しうる可能性を狭め、日常的な消費支出を圧縮・削減し、「生活崩壊」への危機的仕組みが形成されていることを明らかにすることである。第4に、従って、「社会的固定費目」の上昇率を上回る賃金の増加が必要となるの

である。第5に、組織労働者の賃上げの実現が必要であるとともに、民主主義社会の発展の視点に立って、民主主義社会の担い手としての国民・労働者の力量を高めるためとともに、最悪の状態を回避するために国民の最低生活保障の一つとして最低賃金額の引き上げが必要となる。また、最も恵まれない人びとにとっても長期的な見通しを最低限充たすような上記の社会保障・社会福祉そして「生活基盤」からなる国民の側から（下から）の現代の「生活の枠組み」の構築のための運動が必要となることを明らかにする点にある。

I 国民・労働者世帯の家計＝生活の「現代的・資本主義的社会化」の進展と「生活崩壊」の構造

1 国民・労働者世帯の実収入が伸びていない

図1は、2人以上勤労者世帯の実収入の推移をほぼ5年ごとに見たものである。これによれば、実収入は、1995年⁽⁴⁾をピーク（実際には1997年である）に2010年まで低下傾向を示し、それ以降はほぼ横ばいと

なっていることが分かる。

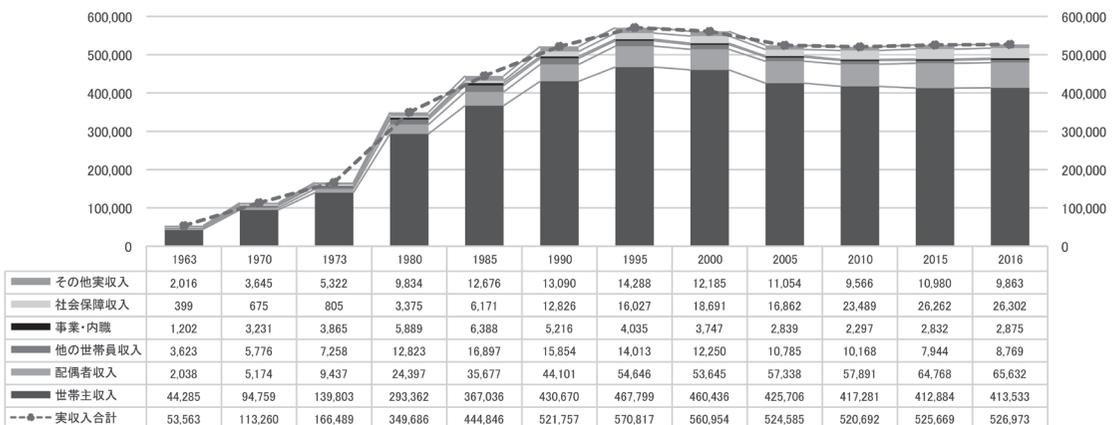
図2は、1995年＝100とした指数で観察したものである。これをみると、実収入総額では1995年の100から2010年の91.2まで、9.8ポイント低下していることを示している。2010年以降、2016年の92.3まで、1.1ポイントの上昇にとどまっている。

実収入の内訳をみると、世帯主収入は、1995年を100として、2015年の88.3まで、11.7ポイントの低下を示し、2015年から2016年に0.1ポイント上昇し88.4となっている。世帯主収入で見れば、1995年以降ほぼ低下し続けてきたということが出来る。

以上のことから分かることは、実収入合計の指数は、常に世帯主収入の指数を上回っているということである。その理由を知るためには、配偶者収入と社会保障収入の動きをみる必要がある。これをみると、これらは世帯主収入の低下傾向とは対照的に、常に上昇している。つまり、世帯主収入の低下傾向を配偶者収入の上昇で補い、社会保障収入（主には年金）の上昇で補っている関係を示している。共働きがますます増えていること、多く

図1 勤労者2人以上世帯平均実収入の推移（単位：円/月）

資料：総務省「家計調年報」各年より金澤作成



の年金受給者が働き続けていることを示唆している。

2 「社会的固定費目」の支出の増加傾向と家計の「硬化化」

上記のように、「社会的固定費目」はその他類型を加えると、5つの部分から成り立っている。これを2つに分けて、一つは①「生

活基盤」の確保のための支出と②所得税などの税負担、③社会保険料負担、④土地家屋などの長期ローン返済、といった4つの部分を観察することにする。もう一つは、⑤貯蓄など「生活準備金」である。いずれも支出の強制的性格は強いとみてきたが、前者が後者よりも直接的に切羽詰まった支出であり優先順位が高いと考えられるからである。以下、前

図2 実支出の主な内訳識別指数、2人以上勤労者世帯、1995年=100

資料：総務省「家計調査年報」各年より金澤作成

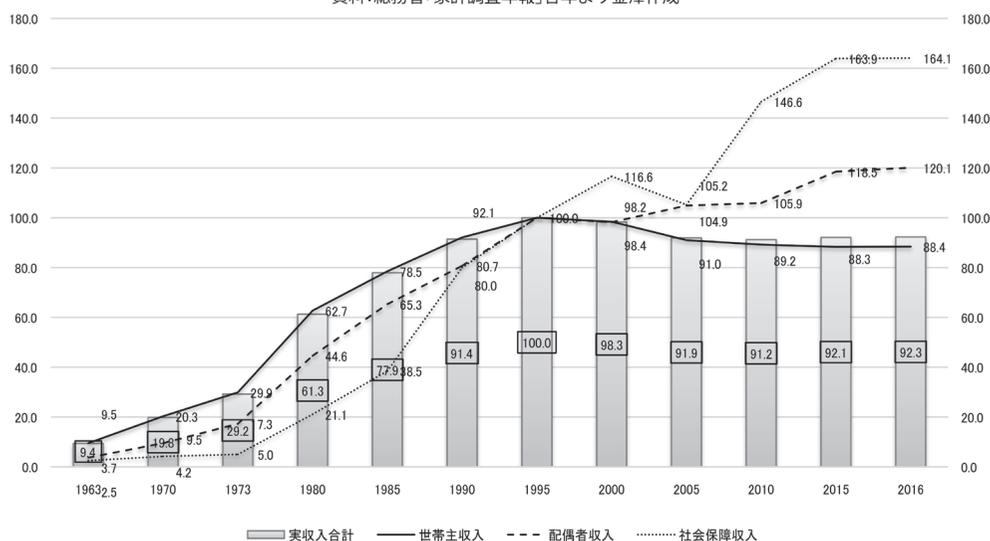
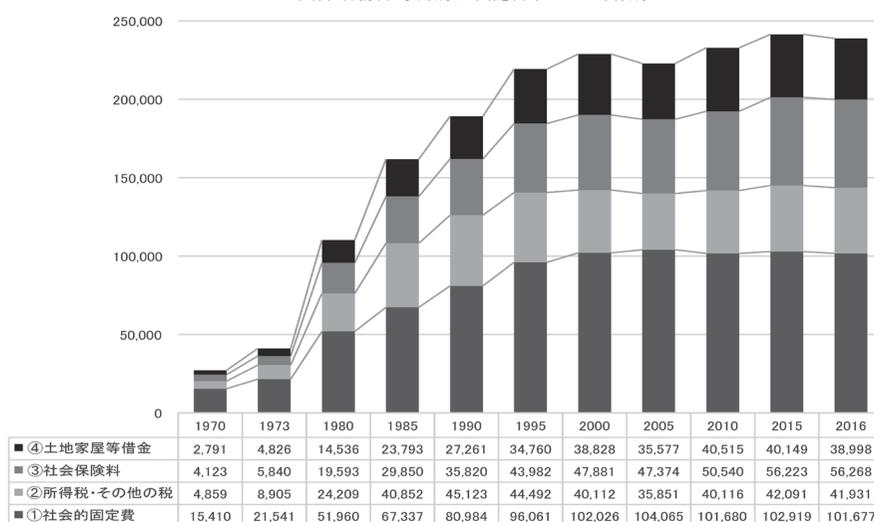


図3 勤労者2人以上世帯、総数、家計支出の各種「社会的固定費目」の推移

資料：総務省「家計調査年報」各年より金澤作成



者を一括して「社会的固定費目」合計とし、後者を「生活準備金」として分析を進めることにする。

(1) 「社会的固定費目」の増加傾向

さて、「社会的固定費目」の支出額の推移をみたのが、図3である。これをみると、年によりやや起伏があるが、全体の傾向としては、増加傾向にあることを示している。この変化を指数化してみたのが図4である。まず、「社会的固定費目」合計でみると、1995年=100とすると、2015年は110.1であり、この間に10.1ポイント上昇している。2016年には108.9とやや低下している。以上のように、1995年を100としてみると、「社会的固定費目」合計は10ポイント前後上昇していることが分かる。

その内訳をみると、①住宅・教育・医療など「生活基盤」確保のための支出は、2005年まで急上昇しているが、それ以降は高止まりとなっている。②所得税・他の税は、1990

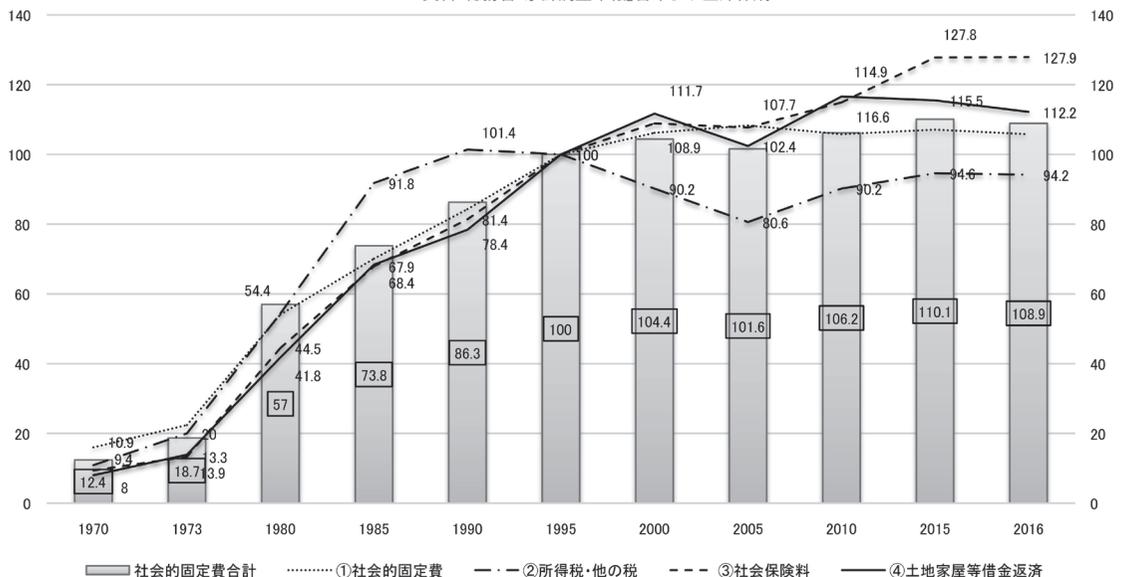
年代から2005年まで低下を示し、この時期の減税が行われたことを跡付けているが、その後上昇に転じている。③社会保障負担（そのほとんどは社会保険料）はこの間一貫して上昇を続け、1995年を100として2016年で127.9と27.9ポイントもの上昇である。健康保険料率や厚生年金保険料率の上昇が家計支出に如実に現れている。

(2) 「生活準備金」の伸び悩み

以上のように、国民・労働者世帯にとって、「現代的・資本主義的社会化」に対応するために、教育費や住宅費、医療費などの「生活基盤」の確保にかかわる負担や税金や社会保険料負担が、増加傾向を続けていることが確認された。他方、国民にとっては、これら負担の増大に耐えるだけでなく、将来の生活の見通しをできるだけ高めるために、貯金などの「生活準備金」で対応・抵抗する必要がある。すなわち「マクロ経済スライド制」の導入による公的年金額の引き下げ、健康保険

図4 「社会的固定費目」の内訳別指数、2人以上勤労者世帯、1995年=100

資料：総務省「家計調査年報」各年より金澤作成



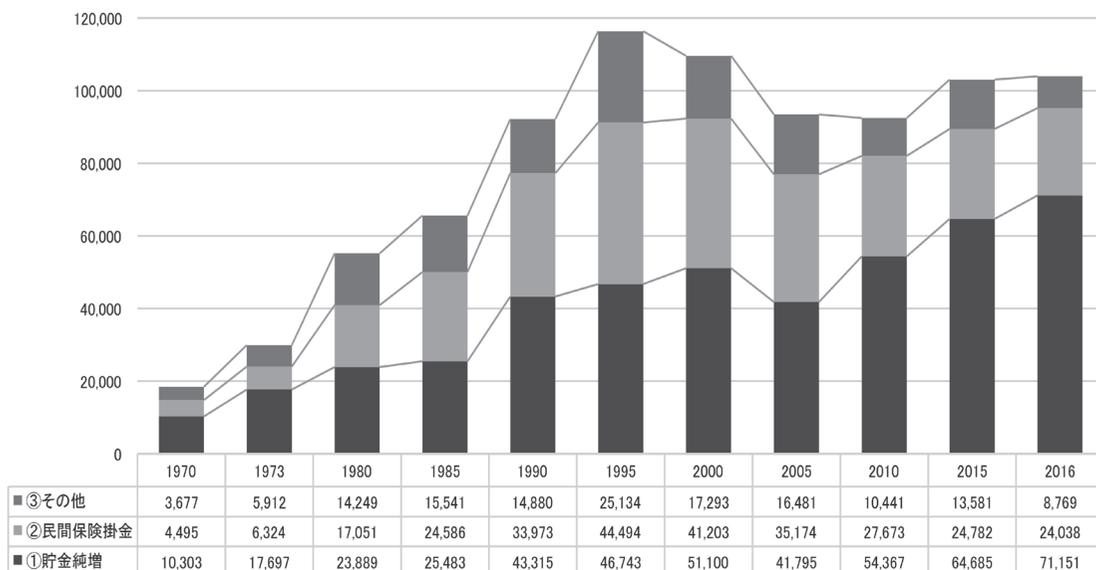
の自己（窓口）負担の増加、介護保険の自己負担の増加といった社会的給付の引き下げに備え、自助努力を強いられている。それに加え、教育や住宅といった「生活基盤」の確保にしても、国際的にみて家計負担が重いという我が国の制度的特質からいっても、そのための国民の自助努力は重い。こうした「現代的・資本主義的社会化」に対応して、十分に国民・労働者世帯は準備できる抵抗力ができているかどうかが問題となる。

次の図5、図6をみると、1995年以降2010年まで、既に見てきた実収入の減少に対応して、「生活準備金」合計を引き下げていることが分かる。先にみたように、実収入を指数でみると、1995年から2010年まで8.8ポイントの低下であったが、「生活準備金」のそれは20.5ポイントも低下している。その後2010年から2016年には、実支出の指数の上昇はほんのわずかに1.1ポイントであるにもかかわらず、「生活準備金」合計の指

数の上昇は9.8ポイントに上っている。この1995年から2010年までの「生活準備金」の実収入を上回る低下は、これまでの消費生活の一定の水準と生活様式を守るために、「生活準備金」に回すべき財貨を節減したものとイえる。2010年以降は、実収入の低下に歯止めがかかり、下がりもしないがそれほど上がりもしない状況になると、これまでの「生活準備金」の節減を補うように、その上昇は実収入を上回っている。しかしこの水準は1995年の水準を回復するまでに至っていない。まだ1995年を100とした指数でみると、2016年は89.3と10.7ポイント低いのである。この間の「現代的・資本主義的社会化」の拡大を考えると、それに対する対応・抵抗力はまだ十分とは言えないだろう。

また、「生活準備金」の内訳をみると、1995年を挟んで、大きな変化がみられる。
①貯金純増が上昇しているのに対し、②民間保険掛金や③その他（有価証券や財産購入）

図5 勤労者2人以上世帯平均、「生活準備金」の支出額の推移（単位：円/月）
資料：総務省「家計調査年報」各年より金澤作成



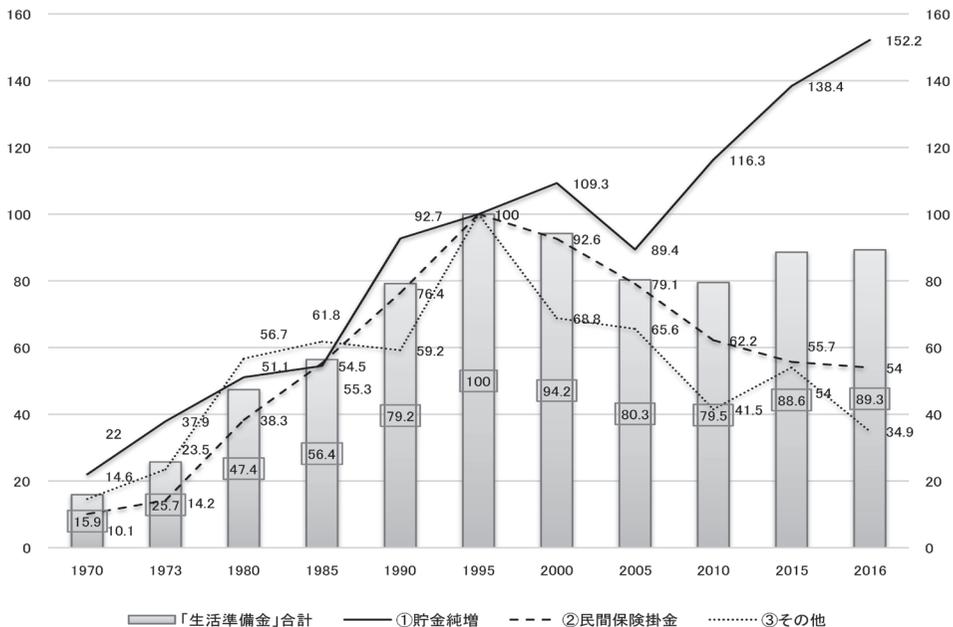
は低下している。国民・勤労者世帯の「生活準備金」に対する志向が、いつでも出し入れでき堅実でもある現金志向に変化しているとみられる。

3 「日常的消費生活費」の節約・削減

これまでの分析は、①社会、したがって人間の存立に必要とされる「生活基盤」の確保や、②長期的生活の維持安定のための社会保障にかかわる「社会的固定費目」が増加している事実である。それは、国民・勤労者世帯が「現代的・資本主義的社会化」に対する対応・抵抗としている状況を示すものであった。他方、実支出が1995年から低下し2010年ごろから低迷している事実である。少なくとも、「社会的固定費目」の上昇率を上回る実収入の上昇がなければ、「日常的消費生活費」は増加することはないことは明らかである。次に、その点をみてみよう。

「日常的消費生活費」は、先の江口理論では次のようにいくつかの範疇分類される。まず、第一に労働力の肉体的再生産に必要とされる食費や被服費などからなる「Ⅰ個人的再生産費目」である。第二に「Ⅱ-①社会的強要費目」と分類している費目である。これは高度経済成長期に普及した大企業製品を主とするいわゆる耐久消費財などであり、それは一つにはいわゆる「デモンストレーション効果」を伴いながら、他方では共働き世帯の増加などによる家事労働の軽減の必要から普及していったものである。その意味では社会的に半ば「強要」されている費目である。第三に「Ⅱ-②社会的強要費目」と分類されたものである。これもまた、共働きや労働の長時間化、交代制勤務の一般化など、いわゆる労働の全般的「社会化」に対応した生活必需品の商品化の拡大という特徴をもつ。例えば、配偶者の社会的活動の広範化などにより、商

図6 「生活準備金」の内訳別指数、2人以上勤労者世帯、1995年=100
資料：総務省「家計調査年報」各年より金澤作成

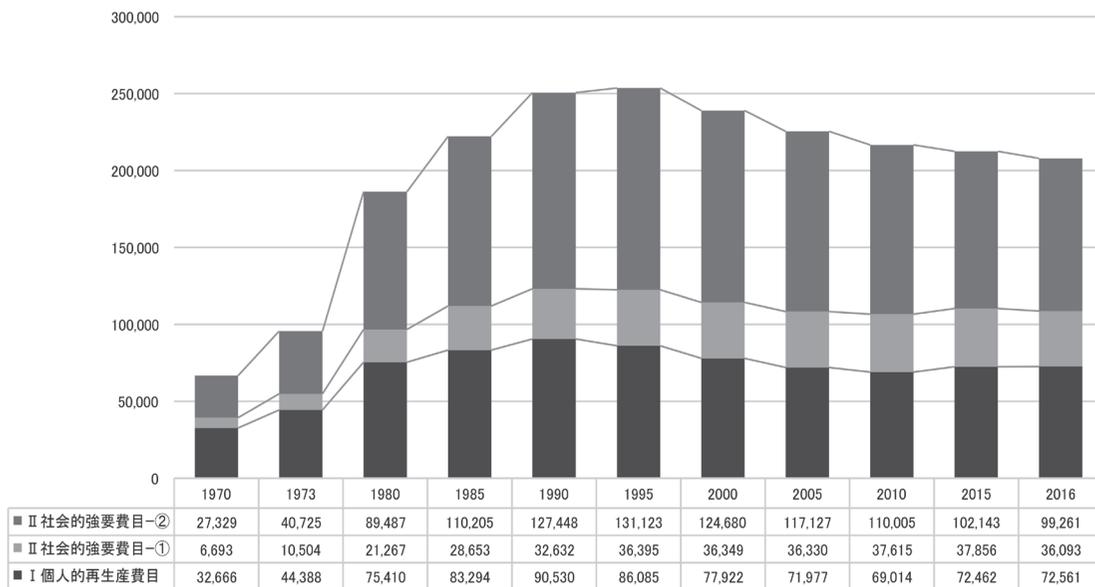


品化を通しての社会関係の深化・拡大のみられる費目である。それは一つには、さまざまなつきあい、コミュニケーションに不可欠な交際費や冠婚葬祭費、こづかいなどが必要となり、一つは一般外食などが必要となる。これらはともに商品化を通して社会的関連性が進化・拡大するという意味で生活の「間接的社会化」がみられる費目である。第四に、そして、この生活の「間接的社会化」に個々の家計が対応・抵抗しているのが、一つは耐久財の購入のための「月賦・分割払い」であり、消費雑貨などの購入のための「掛買・一括払い」である。これらを「Ⅰ' + Ⅱ' 月賦・掛買払い」と分類している。以上、4つに分類した費目の節約・削減は、職場や地域社会あるいは親類縁者との人間関係を阻害し、「社会的孤立化」の傾向を生み出しやすい。その意味では、この支出も社会的に「強要」されたものといえる。

次の図7と図8は、「日常的消費生活費」の推移をみたものである。これによると、1995年以降一貫して減少を続けている。1995年を100とした指数で見ると、2016年は82.0と18ポイントの低下ということになる。この中でも特に低下しているのは「Ⅱ-②社会的強要費目」である。それに対し「Ⅱ-①社会的強要費目」はほぼ変化がみられない。また、「Ⅰ個人的再生産費」は2010年までは低下しているが、それ以降はやや増加している。「Ⅱ-①」の中で大きな比重を占めている自動車関係費が生活の中での必要性が高まっていることを示唆している。また、「Ⅰ個人的再生産費目」は、食費や被服費からなりその節約は社会的に強制されているというよりは、個人的に自らの肉体的再生産のために直接的欲求として強制されているのであり、エンゲル法則が示すようにその節約・削減にも限界があることを意味している。し

図7 2人以上勤労者世帯平均、「日常的消費支出」の支出額の推移（単位:円/月）

資料:総務省「家計調査年報」各年より金澤作成



かし、この「I」が2010年以降やや増加を示しているとはいえ、1995年を100として2016年には84.3とまだ1995年水準を大きく下回っているのも事実であり、食費や被服費の節約・削減はまだ続き回復しているとはいえない。こうしてみると、「日常的消費生活費」は、「II-②社会的強要費目」を「I個人的再生産費目」を中心に節約・削減が進み、1995年と比べると、2016年で額として月4万5,688円削減、指数にして18ポイントの低下を示し、食費や被服費の削減だけでなく、交際費や教養娯楽費などの節約により「社会的孤立」をもたらすような生活の質も低下していると判断される。

II 今日の国民・労働者世帯の生活の「社会化」と生活格差の構造

1 五分位階級別にみた家計支出の構造

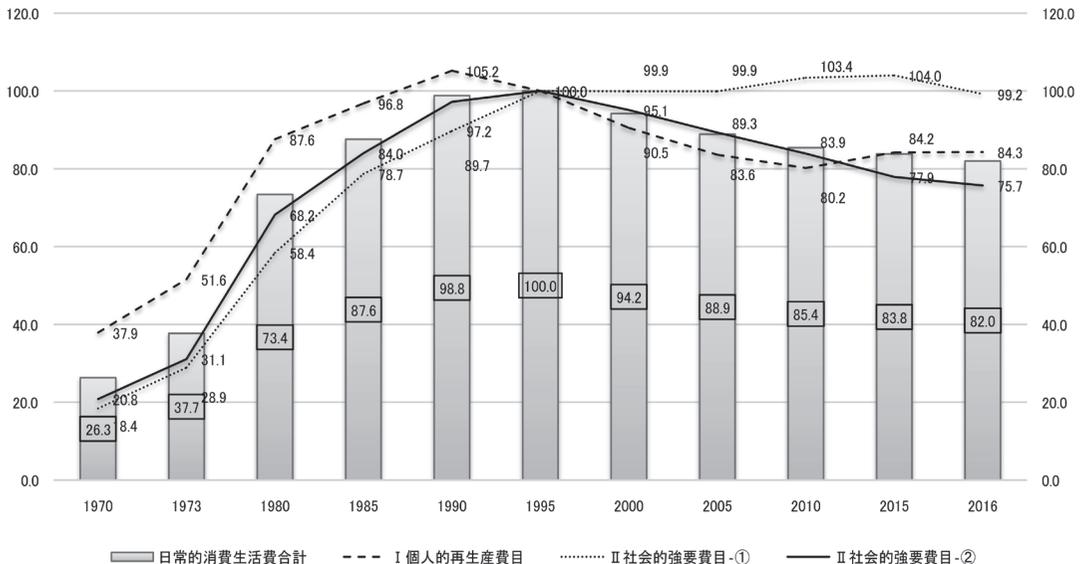
ここでは、前章で分析された「現代的・資

本主義的社会化」に個々の家計がどのように対応しないし抵抗しているかを、年間収入五分位階級別にみることにする。

まず、前章で分析された「社会的固定費目」合計と「生活準備金」そして「日常的消費生活費目」の三つの範疇分類に従い五分位階級別に家計支出構造を、1995年と2016年の2時点で見たのが、次の図9、図10である。

これをみると、第一に、「社会的固定費目」は、どの収入階級でもほぼ同じ割合を占めていることが分かる。1995年では35%前後であり、2016年では40%前後である。その割合はこの20年余りに5ポイント増加していることが分かるとともに、「現代的・資本主義的社会化」の圧迫は、低所得層でも同じ負担を強いられていることを示している。それは「社会的固定費目」を総体としてみるならば、応能負担という所得の再分配機能はその機能を果たしていないことを示している。逆に言えば、低所得層では、その負担能力以

図8 2人以上勤労者世帯平均、「日常的消費生活費」の内訳別指数、1995年=100
資料：総務省「家計調査年報」各年より金澤作成



上の負担を強いられているとみることもできる。第二に、「生活準備金」は、1995年と2016年と比較して、その割合はどの収入階級でも大きな変化はみられないが、低所得層である第Ⅰ五分位階級で1.1ポイントの低下がみられ、中間所得層である第Ⅳ五分位階級で3.5ポイント低下している。それ以上に注目すべきことは、低所得層では「生活準備金」が低く、収入階級が高くなるに従い割合は高くなってきている点である。2016年でみると、第Ⅰ五分位階級の11.5%に対し第Ⅴ五分位階級では21.5%と10ポイントの差がある。低所得層では、「現代的・資本主義的社会化」への対応・抵抗力が極めて弱いことを示している。それだけ、将来の子どもの教育費や住宅の取得あるいは家族の病気や高齢化した時の備えが少なく、将来に対する見通し・予期の総合計が低いのである。第三に、「日常的消費生活費目」をみると、1995年と2016年

とを比較すると、すべての収入階級にわたってその割合を低下させている。それだけ、「現代的・資本主義的社会化」に対応・抵抗するための「社会的固定費目」や「生活準備金」の支出に圧迫されて、家計は「硬直化」しているとともに、それに見合った収入が増加していないのであるから、「日常的消費生活費目」の削減・節約を強いられていることになる。その割合は、収入の低い階級ほど高いが、それだけその日暮らしの現在の生活に追われ、その分、将来の生活のための準備金をぎりぎり削っているのである。

次に、「社会的固定費目」の内容をみると、次の図11のように、それぞれに特徴がみられる。第一に、住宅費や教育費、医療費、交通通信費、電気・ガス・水道代などの「生活基盤」にかかる支出である「①社会的固定費」は、低所得層で最も高い支出割合となっている。その割合は収入が高くなるに従い低下す

図9 1995年、2人以上勤労者世帯、総支出⁽⁵⁾に占める範疇分類した費目の割合(%)
資料：総務省「家計調査年報」1995年より金澤作成

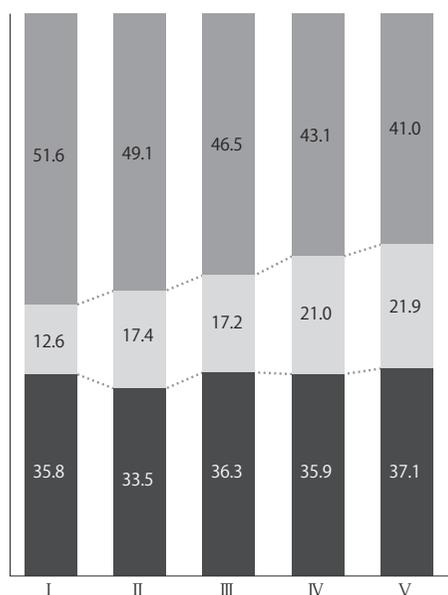
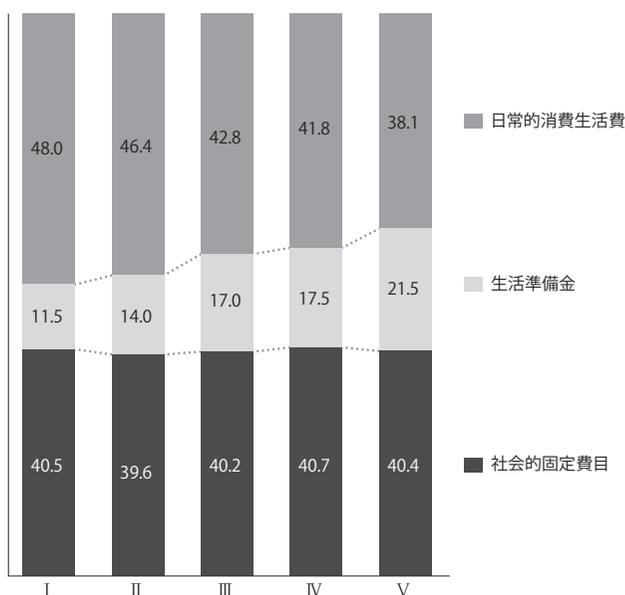


図10 2016年、2人以上勤労者世帯、総支出に占める範疇分類した費目の割合(%)
資料：総務省「家計調査年報」2016年より金澤作成



る。第二に、社会保険料からなる「③社会保険負担」の割合は、収入の高さとの関連性が極めて弱く、収入階級間の差が僅少である。社会保険料が収入に対する均一の比率で負担していることを示している。社会保険制度は応能負担原則による所得の再分配機能を果たすものとして制度設計されていないことを示している。第三に、所得税や住民税などからなる「②所得税・他の税」は、収入の低い層ほど負担割合が低いことを示している。その意味では所得再分配機能が働いているとみることができる。しかし、1995年と比較すると、その割合は第Ⅰ五分位や第Ⅱ五分位層ではそれぞれ3.8%、4.9%から3.9%、5.1%に上昇しているが、第Ⅲ五分位から第Ⅴ五分位ではそれぞれ6.0%、7.4%、10.4%から5.9%、7.1%、9.7%にむしろ低下している。さらに遡って1970年では第Ⅰ五分位で1.2%に対し第Ⅴ五分位では6.7%であり、この間に、特に低所

得層である第Ⅰ五分位の割合の上昇率が著しいことが分かる。所得の再分配機能は弱まっているのである。第四に、「④土地家屋等借金返済」は、大きな違いがみられないように見えるが、そもそも高所得層では借金する必要性が低いことを考慮すると、低所得層である第Ⅰ五分位階級が他の階級に比べ最も低い割合であることは、住宅や教育の確保のために長期的ローンを組み返済してく対応力は低いといえるのである。これら「社会的固定費目」を総体としてみるならば、すでに見たように、その割合は、1995年から2016年の20年余りの間に、すべての収入階級にわたって5ポイントも上昇させる結果となっているのである。この間、収入が低下しているにもかかわらず、「社会的固定費目」が増加し、その圧迫が、「日常的消費生活費」に圧縮させ、家計の「硬直化」を進めているのである。

それでは、その「日常的消費生活費」の内

図11 2016年、2人以上勤労者世帯、年間収入五分位階級別、「社会的固定費目」の総支出に対する割合(%)
資料：総務省「家計調査年報」2016年より金澤作成

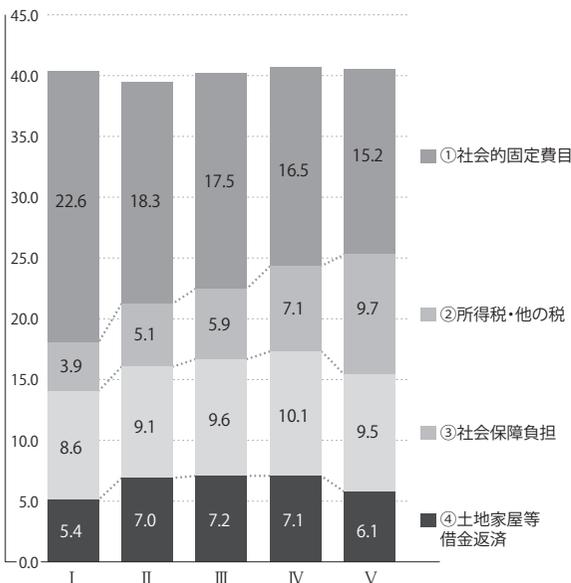
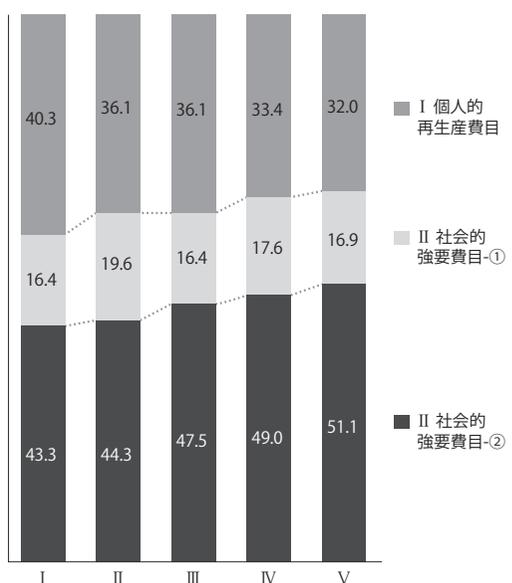


図12 2016年、2人以上勤労者世帯、年間収入五分位階級別、「日常的消費生活費」の各費目別割合(%)
資料：総務省「家計調査年報」2016年より金澤作成



容についてみることにする。この「日常的消费生活費」合計を100とした割合をみたのが、次の図12である。これをみると、「Ⅱ社会的強要費目-①」の割合は、年間収入五分位階級別にみても、ほとんど変わらないが、「Ⅰ個人的再生産費目」と「Ⅱ社会的強要費目-②」は対照的である。

「Ⅱ-①」が収入五分位階級間ではほぼ同じ割合であるのは、この費目を構成している耐久財の中でも自動車関係費の比重が高く、それが影響されている。今日、自家用車が特に郊外や中山間地域では必需品でそれがないと生活が成り立たなくなっていることを反映していると思われる。

「Ⅰ個人的再生産費目」が収入の低い層ほど高い割合となっているのは、それを構成している食費や被服費の性格による。これらは労働力の肉体的再生産に必要なものであり、生命・健康を維持することが最優先されているのである。しかし、低所得層である第Ⅰ五分位で見ると、1995年で「Ⅰ」の支出額は6万3,055円であるのに対し2016年には月5万5,503円と7,552円、12%の削減がみられる。2010年頃からやや増加しているとはいえ、まだ12%の削減である。一方での収入の伸び悩みと他方での「社会的固定費目」の圧迫の結果が、食費や被服費の大幅な削減を迫られているのである。

また、「Ⅱ社会的強要費目-②」をみると、収入が低い層ほどその割合が低い。この費目が「社会的固定費目」の圧迫を最も受けていることが分かる。「Ⅱ-②」の費目を構成しているのは、交際費、教養娯楽費、こづかい、冠婚葬祭費、理容美容費、身の回り用品、一般外食などである。前述したように、これら

の費目は、共働きや労働の長時間化、交代制勤務の一般化といった人間関係の深化拡大といった「労働の全般的社会化」に対応・適応するために必要な費目であり、その不足は「社会的孤立化」をもたらす可能性を高めるものである。この費目の支出が低所得層である第Ⅰ五分位階級で最も低い割合であるとともに額もまた最も低いのは言うまでもない。第Ⅰ五分位の「Ⅱ-②」の支出は、1995年の月7万6,501円から2016年の5万9,599円とこの21年の間に1万6,902円、22.1%の減少を示している。これを2010年から2016年の変化でも、6万3,045円から5万9,599円へと3,446円、5.5%減と減少をつづけている。

結果として低所得層ほど家計の「硬直化」と「社会的孤立化」が進むと同時に「現代的・資本主義的社会的化」への対応・抵抗力を弱め、何か生活上の事故があれば、短期間のうちに生活が崩壊してしまう危険性が大きいのである。そうした「生活崩壊」の構造が、低所得層を中心に国民・労働者世帯で形成されているのである。

むすびにかえて 「現代的・資本主義的社会的化」の中での最低限政策—大幅賃上げと1000円以上の最低賃金の実現が必要—

これまで分析されてきたように、一方で、収入の低下から低迷が続いており、他方で「社会的固定費目」が増加している。それは①教育、住宅、医療などの「生活基盤」にかかわる負担として増加し、②税金や社会保険料の負担として増加し、あるいはそれに対応・抵抗するために③貯蓄など「生活準備金」に頼っている。その結果、家計は「硬直化」が進み、

その圧迫のため、食費、被服費や交際費、教養娯楽費、冠婚葬祭費、こづかい、理容美容、身の回り用品など「日常的消費生活費」を削減しているのである。それは現代的・資本主義的な生活の「社会化」と呼んできたものの結果でもある。豊かさとは個々人の人生の目的・目標あるいは欲求を自由に遂行でき実現できることだとすれば、その見通し・予期の実現できる総合計が今日極めて低下しているのである。しかも、それは下層ほどその度合が強く現れる「累層的階層構造」をつくりだしている。それは「生活崩壊」の構造といえる。

こうした状況下で、第一に必要なことは一般労働者の大幅な賃上げを必要としているということである。少なくとも、この間の「社会的固定費目」の上昇率を超えることなしには、「日常的生活費」の増加は望めないし、将来への見通しを実現できる総合計を増加させることはできない。

組織労働者の賃上げは、労使間の団体交渉によって実現されるのであるが、未組織の多くの低賃金・不安定雇用労働者の場合には、

最低賃金制によって最低賃金の引き上げなくしては賃金の引き上げを実現できない。全国の賃金の底上げのために最低賃金の1000円以上の大幅な引き上げが必要であることは言うまでもないことであるが、大前朔朗先生が指摘するように⁽⁶⁾、ウェット夫妻のナショナルミニマム論では、最低賃金の要求には民主主義社会の発展のための社会変革主体の形成（「労働者をして生産者並びに市民としての実力を有する状態に維持⁽⁷⁾」）という意味が込められている。

そうした最低限の「生活基盤」にかかわる施設やサービスを楽しむ得て、その上で最低標準的な生活水準で生活を営むことができる「最低生計費⁽⁸⁾」を示せば、以下ようになる。

労働総研・全労連による若年単身世帯の「最低生計費」算定は、図13に示している。これをみると、「最低生計費」は若年単身世帯ではほぼ全国的に月23万円前後、年間270万円と算定されている。総務省「平成26年全国単身者収支実態調査」に基づき30歳未満単身世帯の年間収入階級別集計から、この

図13 25歳単身世帯の最低生計費(月額)の試算一覧 (単位:円)

出所:全労連 賃金・公契約対策局/最低生計費試算調査PT

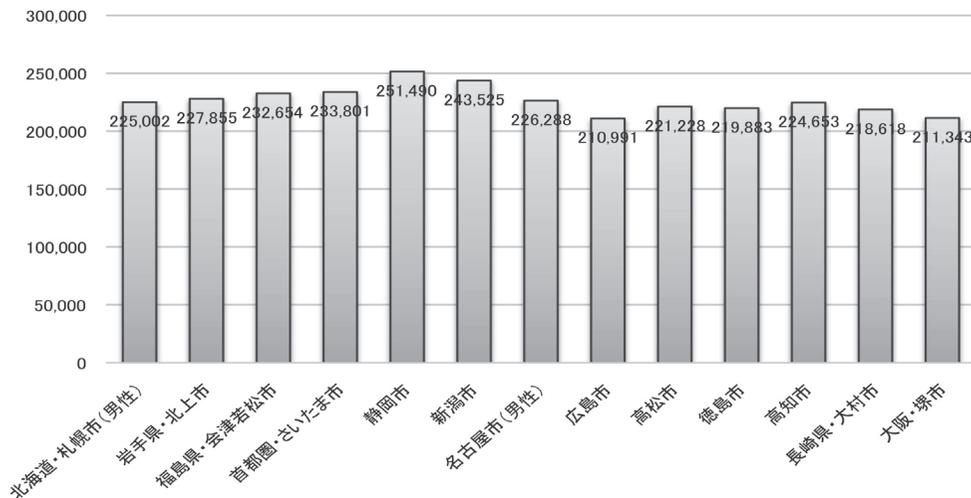
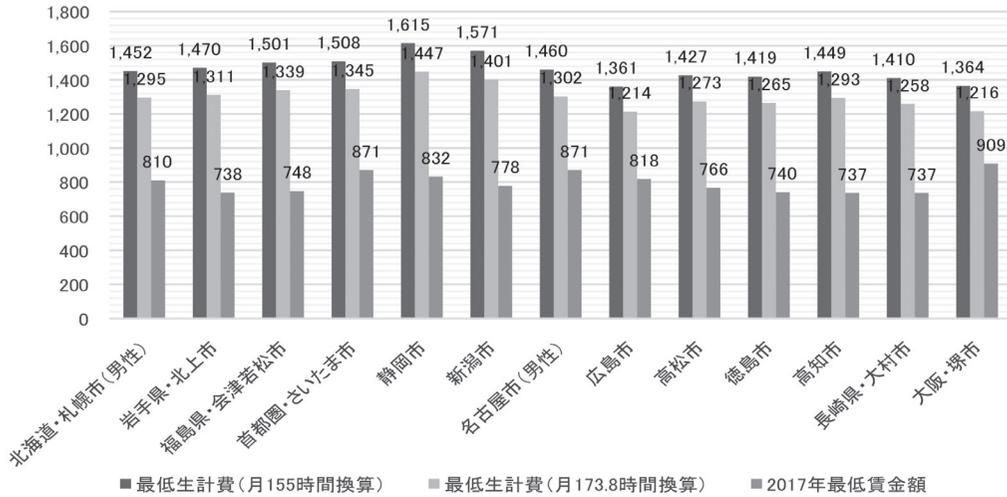


図14 最低生計費と最低賃金との比較 (単位:円)
出所:前図と同じ



「最低生計費」年間 270 万円未満率を計算すると、それはおよそ 27.4%となる。

この「最低生計費」と現行の地域別最低賃金額を比較したのが図 14 である。最低賃金の全国平均が 848 円であるが、算定された「最低生計費」に基づく最低時間給は、法定労働時間上限 173.8 時間で計算すると、時給は 1,300 円前後となり、平均所定内実労働時間 155 時間で計算すると 1400 円前後となる。現行最低賃金とはまだ大幅な格差が存在するのである。

(かねざわ せいいち・労働総研理事、佛教大学教授)

(注)

1. 箆山京著『箆山京著作集第二集 最低生活費研究』ドメス出版、1982年。
2. 江口英一編著『改訂 生活分析から福祉へ—社会福祉の生活理論』光生館、1998年、PP.59-72、参照。
3. 江口英一・金澤誠一共著「現代的・資本主義的「社会化」の中の勤労者生活=家計と最低限政策」(社会政策学会研究大会社会政策叢書第 11 集『変貌する産

業社会と社会政策学』啓文社、1987年、所収)

4. 1995 年は、戦後のターニングポイントの一つである。80 年代後半の欧米への集中豪雨的輸出は貿易摩擦と円高をもたらし、1995 年には一時 1 ドル = 79 円台となる。この時期から中国への工場移転が本格化し、他方、日経連の『新時代の「日本的経営」』が公表され、雇用の柔軟化政策として正規の非正規化と賃金の成果主義が強化される。
5. ここでの「総支出」は「支出総額」から「貯金引き出し」と「繰越金」を差し引いた純支出額である。
6. 大前朗郎著『社会保障とナショナルミニマム』ミネルヴァ書房、1975年、PP.144-205、参照。大前先生によれば、ウェッブ夫妻は、ルソーの社会契約論者であったウイリアム・コベットの影響を受けていたといわれる。ルソーの考え方からすれば、労働組合の賃上げ要求は団体の利害を代表する「全体意志」であり、ナショナルミニマムは、社会全体の進歩発展に必要な「一般意志」を表していたということになる。ウェッブ夫妻は「産業民主制」(労働組合と消費者組合)と「議会制民主制」(市民の参政権)の発展の延長線上に「フェビアン社会主義」の実現を構想していた。
7. シドニー&ベアトリス・ウェッブ著、高野岩三郎監訳『産業民主制論』、法政大学出版局、1990年(邦訳初版 1927年)、p.941、参照。
8. 金澤誠一著『近年の最低生活費の算定方法に関する研究』非営利・協同総合研究所いのちとくらし、2012年度、研究助成、2014年12月刊、参照。

賃金闘争の強化と春闘再構築の課題

——賃金底上げと大幅賃上げ闘争の復権へ

鹿田 勝一

企業は空前の利益をあげながら、賃金が停滞していることに対して、連合の春闘討論集会では「労働分配率は右下がりであり、底支え、格差は正だけでなく、労働者全体の賃金引き上げを」（U Aゼンセン）、「先行大手の回答相場の影響は強く、大きな賃上げ回答を」（自治労全国一般）なども提起されている。

正規、非正規とも賃金水準が低下するなかで、18春闘では賃金の底上げとあわせ、働く者全体の賃金水準の大幅な引き上げと分配構造のゆがみ是正は労働界だけでなく、経済社会のあり方を問う国民的課題となっている。

底上げと賃金水準の大幅引き上げを

賃金階層別の大きな問題は、ワーキングプア層の増大だけでなく、働き盛りといわれる中間層の疲弊も目立ちはじめたことである。非正規、正規、中間層を含め賃金の下方劣化は深刻だ。その打開へ向け賃金の底上げだけでなく、全体の賃金水準を大幅に引き上げる両立した闘いがとりわけ重要となっている。

歴史的には賃金闘争で底上げと、全体の水準を引き上げる闘いはいまに始まったことではない。春闘開始前の1952年に総評賃金綱領で「生計費原則」「標準賃金水準」「最低賃金」の三原則が掲げられた。その理由は、膨大な未組織労働者や非正規など不安定雇用労働者、高失業は賃金引下げのおもりの錘とされるため、

打開へ向け組織拡大とともに、賃金ミニマムや底上げの運動が展開されてきた。

近年の賃金底上げの動向は、連合や金属労協などの2003春闘からである。転換の理由は、非正規雇用の増大や「インフレ時代の賃上げ春闘に変わるデフレ下の賃金底上げ」として、ベアを断念し、定昇維持に転換したのが発端だった。

問題は、連合や金属大手産別が賃金底上げに傾斜し、全体の賃金引上げが希薄化していることである。その結果、大企業は過去最高の収益と内部留保を貯め込みながら、賃金は低迷し分配のゆがみ拡大が社会問題になっている。春闘の闘争意義が問われ、改めて18春闘では賃金底上げと賃金水準の大幅引き上げの両立した賃金闘争が歴史的にも重要課題となっている。

「働く貧困」、大きい雇用格差

『賃金辞典』や『「格差」の戦後史』などによると、賃金格差には企業規模、産業、職種、学歴、地域、経験年数、勤続年数、年齢、男女、雇用形態など10数種類と多様である。こうした賃金や所得格差が未婚率の高さにかかわる「結婚300万円の壁」や「教育格差」、「健康格差」、「希望格差」、「子供の貧困」、「下

流老人」など社会的格差と貧困を生みだすものとなっている。

賃金格差では正規、非正規など雇用格差が大きな問題となっている。2016年の雇用者5390万人のうち、非正規労働者は2023万人、37.5%と働く人の約4割。賃金格差は、厚労省の2016年「賃金構造統計基本統計調査」によると、男性正社員を100に、男性派遣は80.5、契約社員70.2、パート66.8である。女性では、派遣84.5、契約社員73.7、パート66.8となっている。

賃金カーブも正規雇用では勤続、年齢などで50～54歳まで上昇するが、非正規雇用は男女いずれも低賃金のままで、年齢が高くなっても賃金の上昇はあまり見られない。

一方、雇用格差の賃金是正も進み始め、U Aゼンセンなどは人手不足を背景に、非正規の賃上げ率が正規を上回る成果をあげている。17年の「労働経済白書」でもパート時給は2011年以降上昇を続け、17年3月には1100円と、調査を始めた24年間で最高水準となっている。一方、正規の時給は1988円から1984円に減少し、正規の賃上げも重要課題となっている。

男女格差、上げ幅は男性低下、女性改善

男女格差の是正も大きな課題である。16年の国税庁の民間給与実態調査では、男性の平均給与は521.1万円、女性は279.7万円で格差は241.4万円と男性の半分と大きな格差がある。格差の要因は女性では非正規が55.9%を占め、役職比率も13%と低いこと、女性は妊娠・出産を契機とするM字型雇用となっていること、差別的な人事処遇制度など

とされている。

一方、男女の賃金格差の是正もみられる。17年版の民間給与実態調査では、女性の賃金は前年より3.7万円増えているが、男性は前年より6000円低下し、男女格差は縮小傾向だ。しかし、賃金水準には大きな格差があり、性別や雇用格差の是正を含め同一労働同一賃金の実現が重要課題となっている。

規模格差、中小奮闘し是正効果も

規模格差も大きな問題だ。中小で働く労働者の賃金は500人以上を100(46.9万円)にして、30～99人は66(30.9万円)と大きな格差がある。

春闘で規模格差の是正を検証すると、中小資料のある1962年から1984年までの22年間は中小の賃上げ額は低くても、率では賃金ベースの低さを反映し大手を1～3%程度、上回っていた。その後、中小は賃上げ額、率とも約30年間、大手を下回り、格差は拡大してきた。

変化は16年からで格差是正と底上げへ、連合が「大手追随・準拠の春闘構造の転換」を提起し、中小春闘を重視。産別も人手不足の打開と賃金水準の引き上げをあわせて闘争体制を強化した。JAMは初めて地場先行相場の形成へ地方リーディング労組を形成し、化学関係のJECも初めて産別本部が中小の交渉に参加した。フード連合は中小215組合の交渉を支援し、JR連合は親会社要請を実施し、自動車総連も中小、下請労組の賃金プロット支援などで、「トヨタ回答(1300円)超え」などもみられる。運動を反映し連合の17春闘では33年ぶりに、中小が大手の賃上

げ率を上回る新たな変化も見せている。ただし、中小のベア奮闘は同時に、巨額の内部留保を有する大手の回答（ベア 0.4%）が低すぎることも指摘され、大企業労使の社会的責任が問われている。

賃金底上げと労働協約、法規制の種類

賃金底上げでは、対象労働者や産業、地域などの最低規制の引き上げが重要となる。対象と種類の概要は次の通り。

- 「全従業員対象の企業内最賃」。正規、非正規を含め職場全員を適用対象に設定する。「企業内最低賃金」で非正規などを除外したものも多く、是正が求められる。
- 「18歳最低賃金」。労使協定で18歳以上の組合員又は正社員が対象。初任給では電機は産別協定、私鉄は産別最賃を集団交渉で締結する。
- 「一人前ミニマム」。業務を自分の判断で責任をもって働く人の最低基準。28歳、30歳などを対象に、第1四分位賃金の設定が多い。
- 「標準労働者最低賃金」。2つあり、学校卒業後ただちに入社し普通に昇給・昇進してきた者か、その産業の最も標準的と考えられる労働者が対象。査定規制などで設定する。
- 「年齢別最低保障賃金」。生計費から年齢別に最低賃金を保障する。通常5歳刻み程度の年齢ポイントで設定する。産業別と企業別がある。
- 「地域ミニマム」。地域の産業、業種で第1十分位、第3四分位、中位数などで設定する。

○特定（産別）最賃。日本では唯一、企業横断的な産別賃金決定システムで、労使の申出により法律で最低賃金を設定。現在233件ある。

○地域別最低賃金。法律で地域の最低賃金を設定するもので、47都道府県で決定されている。

法的関与の社会的賃金は欧州では協約賃金の上に、住宅、児童手当など社会的給付を付加した制度のことである。

賃金の底上げは、企業を超えた横断的水準の形成波及も重要であり、労働協約の拡張適用も課題となる。全労連は18春闘で「底上げ」要求として、すべての働く人で時給1000円未満をなくすることを掲げている。

岩盤は最賃引き上げ、団交との連携を

賃金の最低規制の岩盤は法的強制力を持つ最低賃金制度であり、違反する賃金は無効として正される。地域別最低賃金と産業別の特定最賃などがある。

最賃闘争で前進の兆しは2つある。1つは、2013年から地域最賃の引き上げ率が1980年以来33年ぶりに春闘の定昇込み賃上げ率を上回り始めたことである。17年は春闘2.11%に対して最賃3.04%となり、春闘では底上げとあわせ、正規を含め全体の水準引き上げが重要となっている。

第2は、最低賃金の改正後に最低賃金額を下回ることになる労働者の割合を示す最賃影響率が高まっていることだ。影響率は2006年の1.5%から16年度は11.0%へと拡大している。埼玉では最賃が871円に上がり、63全自治体のうち30自治体の臨時・非常勤労働

者の賃金是正に影響を及ぼしている。さらに高卒初任給引にも影響し始めているという。

今後、最賃闘争の前進へ向け、全労連の最低生計費調査の22～24万円（時給1500円程度）の実現が課題だ。さらに全労連のめざす最賃を平均賃金の60%（現在38.8%。フランス65%）へ向け団体交渉による賃上げと最賃引き上げを連動させことも重要である。世界59カ国共通型の全国一律最賃制もナショナル・ミニマムの確立を含めて将来展望のある戦略課題だ。

産別の特定最賃も86年の新設後、496件に達したが、経団連の抵抗で現在は233と半減。しかし2015年に成立した「職務待遇確保法」の付帯決議で、欧州の協約賃金にちなみ「わが国においても特定最低賃金の活用検討を」と提起していることが注目される。全労連では医労連の全国適用産別最賃の創設運動も注目されている。

公契約適正化運動も公共事業で適正な賃金を公労使三者の合意で設定する制度で、労働報酬下限額を定めた19自治体を含め55自治体に広がり、運動の前進が期待されている。

要求方式と大幅賃上げの検証

賃金闘争で要求方式は運動に大きな影響を与えている。「大幅賃上げ」というスローガンが初めて使われたのは、1958年の春闘からである。背景には神武景気終末時期の不況下で経営側の賃金抑制に対し、組合は要求額を引き上げ、積極的にたたかう姿勢を示した。好況でなく不況下の賃金闘争から始まったのは興味深いことである。総評は58年運動方針で「賃金闘争の第一の目標は大幅な賃上げ

である」と提起し、同盟も60年代から「大幅賃上げ」を使うようになった。

大幅賃上げのピークは74春闘の32.9%（2万8981円）獲得で、半日ストも3656件（現在39件）と最高に達した。財界側は日経連が、交運ゼネストを背景とする労働側の「パターンセッター見直し」として、75年にストなし・一発回答の鉄鋼など金属労協を軸とする「管理春闘」を開始し、現在の賃金低下路線の基礎を築いた。

労戦再編後の1990年以降は、「大幅賃上げ」は全労連など春闘共闘に承継されているものの、連合では「平均賃上げ」「個別賃金」とも「大幅賃上げ」は「死語」に近く、殆ど使われてない。

こうした春闘変質の結果、労使の分配構造はゆがみ、2001年を100にすると、経常利益は2016年で277.6と大幅に伸び、企業の営業純益も232.0、株主配当は492.1と増大している。ところが賃金は100.4と横ばいであり、労働分配率は62.9%から52.8%に大きく下落し、2017年9月期には大手の労働分配率は43.5%（中小は約75%）と46年ぶりの低さに下落している。

連合などが掲げる生産性3原則の「公正配分」は空洞化しており、「ものわりのよい組合」からの脱皮が課題だ。賃金闘争では、改めて「生計費」「標準賃金水準」「最低賃金・底上げ」の賃金原則に立ち戻り、大幅な賃上げの復権が重要課題となっている。全労連は2018春闘で「生計費原則を基礎に、大幅賃上げ・底上げ・格差是正の実現」を掲げている。

春闘で過少ペア、ペアゼロの克服を

賃金闘争で深刻な問題は、正規労働者の年齢別個別賃金カーブが全体として低下し続けていることである。平均賃金が非正規雇用の増加で低下するのではなく、標準労働者を含む正規の賃金低下は春闘の意義を糾す問題ともなっている。

労働者の賃金は97年の467万円をピークに低下し始め、16年では422万円と、45万円も減少している。大きな要因は春闘低迷だ。経団連の毎年の「昇給・ベア実施状況調査」でも02年のベア0.0014%から16年の0.27%まで、14年間も0%台のベア抑制と定昇中心による賃金水準の低下が続いている。

春闘史から検証すると、賃金が低下し始めた97年は、日経連（現・経団連）が春闘で労働側の統一闘争を否定し、個別企業による「自社型賃金決定」を実施し始めた時期である。さらに日経連は02年から「賃金引き上げは論外」「定昇の凍結・見直し」「一律的なベアは論外」「ベースダウン」など賃金破壊攻撃を強めた。

労働側では連合が、02春闘から「ベア見送り」「賃金カーブ維持」など、ベアゼロ春闘に転換。曲折を経ながら、14年からの政労使合意などでベア復活春闘となっている。しかし、ベア水準は14～17年でも0.4%程度で、0%台から脱却していない。しかもベア獲得組合は少なく、連合の17春闘で妥結組合4393組合のうち、ベア獲得組合は29.6%にすぎない。全労連も回答引出し組合1092組合のうち、ベア獲得は32.7%にとどまっている。

2018春闘での変化は、経団連が安倍政権の要請を受け、「経労委報告」で43年ぶりに「3%引き上げ（定昇込み）」という賃上げ数

字を明記したことだ。かつて1975年にはインフレ下の賃上げ（74年32.9%）抑制へ「15%以下のガイドライン」へ賃下げ指針を設定した。今回はデフレ打開へ収益状況で昨年以上（2%台）の賃上げを社会的な要請とし、「かつてと真反対」（神津連合会長）を表明せざるを得なくなっている。

内需の6割は個人消費であり、生活擁護と景気回復へ賃金水準の大幅な引き上げは春闘再構築の大きな課題である。

中間層の疲弊、将来社会の不安打開へ

賃金水準低下のなかでも、働き盛りの中間層の疲弊が目立つ。厚労省の「賃金構造基本統計調査」によると、男女計の全世代平均賃金は1999年の年間497万円から2016年の490万円へと7万円も減少している。男性では99年の562万円から549万円へと13万円の大きな落ち込みである。世代別で最も落ち込んでいるのは35～39歳で年間53万円から、46～49歳の23万円まで一貫して減額。働き盛りとされる世代の賃金切り下げはすさまじいばかりだ。

中間層の減少も500～1000万円未満層は99年の1954万人から、2017年は1879万人へと75万人も減少している。

経団連は17年10月の政策部会報告書で「個人消費低迷の分析と今後の対応」で、「世帯収入の下方シフトに伴う中間層の減少」を危惧している。賃金低下の要因は非正規雇用の増加や成果主義と査定などで賃金表を書き換えるベアがほとんど行われなかったこととされている。

現役労働人口の最も多い働き世代の賃金低

下は消費停滞や税収、福祉など日本の将来社会も危なくなると、野党なども警鐘を乱打し、所得改善を訴えている。春闘で賃金低下の是正へ大幅賃上げをめざすことは国民的課題といえる。

大幅賃上げへ生計費調査を

要求水準の設定では、理論生計費や実態生計費調査、アンケート調査方式、家計調査、産別格差、世間相場などが重要な要素となる。金属大手などが要求根拠とする「経済整合性論」は高収益の企業に対し、賃金停滞など破たんしており、賃金の生計費原則が重要となっている。

産別の生計費調査では、日本で唯一とされる電機連合が1967年以降、5年ごとに調査し、最新調査は2015年10月で11回目。25歳からほぼ5歳刻みの8ポイントで「年齢ポイント別標準生計費」と「最低生計費」を調査している。HOWTOを含めて紹介すると、調査項目は食糧費、住居費、家具、被服、交通、通信費、教育、教育娯楽など11項目。年齢、持ち物、数量など1000品目以上（社会保険など公租公課は除く）をスーパーやデパートで調べるマーケットバスケット方式（理論生計費）である。

生計費調査によると、「ある程度望ましい生活に必要な標準生計費」は25歳では28万2458円、30歳44万1854円、35歳59万6617円、ピークは50歳の82万7469円となっている。最低生計費も8ポイントで調査し、25歳では21万7352円、35歳で38万9364円などとなっている。電機連合の現行水準は30歳の標準労働者で約30万円であり、生計費とは約14

万円の開きがある。産別では「現行の賃金実態と多少の隔たりもあるが、毎年賃金要求基準の検討や賃金制度の確立の重要な参考として活用している」と位置づけている。

全労連の18春闘職場要求アンケートでは年間収入が前年より「減った」が4割を占め、家計に5万円必要が32%とトップだ。JMITUは家計調査や職場アンケートを踏まえ3万円プラス格差是正を要求し、医労連は他産別格差も踏まえ4万円要求を掲げている。

日本のみ賃金デフレ、下方硬直性はごまかし

経営側は、正規労働者の賃上げ抑制の口実として、賃金の「下方硬直性」（一度賃金を上げると下げられない）ということをおまかししているが、ごまかしである。

2016年の賃金上昇率を内閣府の『海外経済データ』でも、アメリカは2.9%、イギリス2.4%、ドイツ2.1%、フランス1.3%となっており、日本は0.5%にとどまっている。実質賃金でもアメリカ1.6%、イギリス1.7%、ドイツ1.6%、フランス1.15%に対して、日本は0.7%であり、賃金デフレは日本のみである。

日本の給与制度は景気後退に賃金と雇用削減で対応する柔軟な制度であり、「下方硬直性」はみられない。連合のシンクタンクの連合総研も1990年代以降、名目賃金が先進国で唯一低下し続けてきた日本経済の「異常さ」を指摘し、賃上げが必要と強調。さらに企業が多額の内部留保を積み上げていることへの批判も行っている。

経団連も内部留保の「賃金」還元を初提起

大企業の内部留保還元など分配構造のゆがみ是正は春闘の大きな課題である。企業の純利益は17年9月期で前年同期比22.5%と高く、内部留保も413兆円と過去最高に達している。大企業はこの4年間で利益を11兆円も増やしている。その配分を分析すると、50%が内部留保の積み増しに回し、44%が株主に回っていて、労働者への配分はたったの3%である。

大企業の内部留保の還元は全労連や労働総研、日本共産党などがかねてから主張し、トヨタ総行動などを展開し世論化してきた。いまや自民党政府や労働経済白書、メディアなども内部留保の還元を提唱し、経営サイドからも内部留保の増大は経済成長のマイナス要因となり、何らかの政策措置が必要との見解も出され始めた。

経団連の2018年「経労委報告」案でも、内部留保を「過剰に増やすことは投資家の視点から決して許されない」と指摘。初めて「人材投資」として賃上げ原資に回すことを提起している。また内部留保については国公労連などが賃上げなどへの還元とあわせ、初めて税制改革の提言で「課税」を提起しているのも注目される。内部留保の還元では、わずか2.10%で春闘要求の2万円賃上げは可能であり、非正規雇用の正社員化や労働時間の短縮など働くルールの改善に還元すべきだ。

春闘に影響を与えるトヨタの2018年3月期決算予測では下請単価の切下げなどに伴う原価改善は1200億円にのぼり、中小・下請けへの付加価値還元は可能だ。内部留保の還元は

連合、全労連とも一致した課題であり、大企業対策を含め全労連の力の発揮が期待される。

大幅賃上げこそ内需拡大の柱、労組待望論も

春闘情勢をめぐっては、運動の困難さも指摘されている。交渉単位の組織が回答を引き出すだけの交渉力を持ってなくなっている、取引などで大企業支配力の強化、未組織職場が多いなどである。一方、企業は高収益をあげ、かつてない人不足でもありながら、賃金は伸び悩み、生活不安など状態は悪化している。事態の打開へ「労組待望論の時代」とのエールも送られている。

春闘63年の歴史で賃金闘争前進の教訓は、生計費に基づく大幅賃上げ要求とスト組合の増大、組織率、社会的な賃上げ水準を形成・波及させる牽引組織の影響が大きいことも検証されている。労働総研も春闘のもっていた「相場形成能力の復活」を提言している。

財界側では春闘で経済と政治課題が結びつくことにも危機感を表明している（1978年日経連創立30周年総会）。労働運動は賃金など労働条件と、社会保障など政策課題と、改憲阻止など政治闘争の三分野の重なり合う重要な位置にある。いま戦後最大の地殻変動のとき、組織された社会的勢力としての労働組合が組織力・闘争力を強め、「世直し」へ力を発揮し、統一戦線的な闘いを展開することが春闘再構築の展望ともいえよう。

政財界もアベノミクスの破綻のもとで、43年ぶりに昨年以上の賃上げ実現を表明せざるを得ない事態に追い込まれている。経済と政治闘争を結合させ、攻めの国民春闘の闘である。

（しかた かついち・ジャーナリスト）

地域経済活性化と労働組合の課題

川村 好伸

2015年7月評議員会で「地域活性化大運動」を提起

全労連は、2012年の第26回定期大会において「安全・安心社会をめざす大運動」（全労連大運動）のとりくみを提起し、憲法擁護などのたたかいを中心に諸団体との懇談などのとりくみをすすめてきた。2015年7月の第52回評議員会では、全労連大運動の中心課題として「地域活性化大運動」のとりくみを提起した。第52回評議員会議案では、2015年度の運動の重点として「地域活性化を柱に対話と共同を推進し、全労連大運動を飛躍させる」の項において以下の提起を行った。

○格差と貧困の加速度的な拡大と地域経済の深刻な行きづまりのもとで、アベノミクスへの対抗軸として、すべての働く人々の賃上げ・底上げの課題とともに、地域経済活性化、持続可能な地域づくりのとりくみを推進し、飛躍をつくりだす。全国一律最賃制の実現を求める運動の本格化を軸にした社会的な賃金闘争を戦略的な課題として強化し、最賃・公契約、公務賃金改善、中小企業支援の強化を一体的に推進するなど、地域における賃金

の下限規制と地域経済活性化を求める創意あるとりくみを推進する。

そのため、全労連大運動の中心的課題である諸団体との対話・懇談運動を系統的に推進し、自治体や諸団体との一致点をひろげる。アベノミクスと経済のグローバル化への対抗としての“地域”を特別に重視し、暮らしをまもる草の根の共同を強化しながら、単産と地域の要求を統一的に練り上げ、全労連組織の特性をいかした公務・公共サービスの拡充と底上げを求めるとりくみを単産と地域、官と民が一体になって推進する。

また、同評議員会の「2015年秋季年末闘争方針」で「持続可能な地域社会への転換を求めるとりくみの抜本強化」として、以下のとりくみを提起した。

○地域経済活性化、持続可能な地域づくりのとりくみを、今後の全労連運動の戦略的な課題として抜本的に強化していく。

最低賃金・公契約・公務賃金改善など賃金の底上げと中小企業支援の課題を、雇用安定・社会保障拡充の課題とも結合させて合意づくりを推進し、地域の経済界や保守層を含む広範な団体・個人との

共同を前進させる。

全労連大運動の具体化として、諸団体との対話・懇談運動をいっそう強化し、系統的な対話のとりくみにしていく。中小企業支援、持続可能な循環型地域づくりを軸に、署名やシンポジウムなどにとりくむ。各県ごとに共同の典型例づくりを重視して具体化を推進する。

○加盟組織との連携のもとに、単産や地域の要求を寄せあい、地域循環型社会への転換を求める政策化と合意づくりを推進する。また、全労連としての地域政策づくりを強める。

このとりくみを、政府がすすめるローカル・アベノミクスや道州制、地方創生などへの反撃としても重視し、大きな共同をめざす。公務単産との連携を強めながら、公務・公共サービスのリストラ、民営化に反対するとりくみを強化し、公務・公共サービスの住民本位の拡充を求める反撃へとつなげていく。11月8日に公務部会と民間部会の共同のとりくみとして、全労連主催による地域再生シンポジウムを開催する。

アベノミクスと円安政策によって、大企業と多国籍大企業は大きく収益を上げているが、国民・労働者のくらしと地域経済は悪化し続けている。少子高齢化と人口流出で、地方・地域の経済は疲弊し、商店街は“シャッター通り”、駅前の大規模店舗も相次いで撤退。高齢者を中心に“買い物難民”“医療難民”が急増し、高齢者施設では働き手がなく、施設閉鎖が相次いでいる。工場の移転・撤退、中小商店の休・廃業もとまらず、地域の拠点

であった学校の統廃合もすすんでいる。

全労連は、国民経済の健全な発展のために、大企業優先・輸出偏重の経済から内需拡大・地域振興・中小企業中心の経済へ転換し、雇用と労働条件を改善することが必要として、社会保障の充実と、安全・安心で住み続けられるまちをつくることをめざしている。そのために、地域間格差の解消、地域循環型経済の構築、そして人口減少と地方・地域の高齢化・過疎化に歯止めをかけ、どこでもだれでも安心してくらす社会をめざすとした「地域活性化大運動」を提起しとりくんでいる。これは、国が進める「日本の姿」に真っ向から対抗する“地域づくり”の大運動でもある。

全商連などとの共同でシンポジウムを開催

「地域活性化大運動」のとりくみの柱は、①最賃・公契約・公務賃金改善など賃金底上げの「社会的な賃金闘争」と、暮らしをまもる最低保障の確立を求めるとりくみを総合的に推進し、内需拡大につなげていく、②中小企業支援の抜本的な強化、持続可能な地域づくりをすすめ、地域を活性化させていく、③総対話・懇談運動を推進し、労働組合と中小企業団体などとの共同を飛躍させる、の三点であった。そして、1万団体を目標にした対話・懇談運動をすすめるとし、具体的には、①中小企業団体・商店街を中心とした懇談運動、②自治体を中心とした懇談運動、③シンポジウムの開催などにとりくむこととした。

全労連は2015年7月、全商連と東京地評の三者の実行委員会による第1回目の「中小企業を元気に！シンポジウム—循環型の地

域経済・社会の実現にむけて」を開催した。シンポジウムでは、京都大学大学院の岡田知弘教授が、①アベノミクスの経済政策である大企業優遇の施策は、中小企業の発展と労働者の賃上げにはつながらないこと、②大企業減税が行われる一方で外形標準課税の拡大やさらなる消費税増税が行われようとしており、それが行われれば中小企業には大打撃になること、③地域経済を支えているのは99%にのぼる中小企業であり、その振興と支援なしには地域経済は疲弊すること、④地域経済を再生するためには、中小企業で働く労働者の賃上げと雇用の安定が必要なこと、⑤「地方創生」と言われているが、政府がすすめる「地方創生」はさらなる自治体合併がねらいであり、地域経済を再生することにはつながらないこと、などを明らかにした。

そして、中小企業家同友会の広浜泰久幹事長（当時）、大田区蒲田民商の佐々木忠義副会長、世田谷地区労の中村重美議長、福島県大玉村の浅和定次前村長の4人のパネラーと岡田教授のコーディネートによるシンポジウムで、循環型地域経済や中小企業振興条例、公契約条例のとりくみ、中小企業の実態、自治体の地域振興などの課題を深め合った。

同年11月には、全労連公務部会と民間部会の協力のもとで「憲法をいかす地域の再生を考えるシンポジウム」を開催した。また、「中小企業を元気に！」のシンポジウムは2016年2月に第2回、同年11月に第3回を開催した。実行委員会には東京土建と東京商工団体連合会、全国一般、JMITUを加え、副題を「地域の活性化で企業も労働者も元気に」として実施するなど7団体で企画を工夫した。

この間のシンポジウムでは、中小企業家同

友会から毎回パネラーとして参加していただき、中小企業振興基本条例運動をはじめとする中小企業のとりくみを報告いただいている。また、公契約条例の推進について、世田谷地区労の中村重美議長から条例制定の経緯や制定後の運用などについて報告いただき深め合うことができた。実行委員会メンバーである全商連からは、住宅リフォーム助成制度の創設と活用や小規模企業振興基本法の活用など、小規模商工業者による地域活性化のとりくみが報告された。東京土建からも耐震改修での安心・安全なまちづくりのとりくみなどが報告された。

第3回のシンポジウムでは、世田谷区の保坂展人区長が特別報告を行い、建設産業の関係団体との協議や位置づけ、公契約条例、住民による地域づくりなど、区長による住民や労働組合との懇談を含めた多彩なとりくみに共感が広がった。なお、第4回となるシンポジウムを2018年1月25日に予定しているが、世田谷区の産業政策部長がパネラーとして参加いただくことになっている。

「地域活性化大運動」の柱である「社会的賃金闘争」

全労連がすすめている「地域活性化大運動」の柱である「社会的な賃金闘争」は、企業内のたたかいだけでは突破できない低賃金を、職場と地域と一体となって賃金の底上げをすすめる運動として、1)「最低賃金アクションプラン」を柱とする最低賃金法改正と、毎年行われる目安審議にむけた最低賃金引き上げのたたかい、2) 公契約適正化のたたかい、3) 公務員賃金の改善のたたかい、の3つを

当面の重点課題と位置づけている。

〈全国一律最低賃金制の実現をめざすとおりくみ〉

地域活性化のとりくみで全労連が重視している課題の一つは最低賃金の改善であり、当面する「今すぐ1000円」のとりくみに加えて、全国一律最低賃金制度の実現が重要な課題である。あわせて、公契約適正化と条例の推進、公務員賃金の改善など、総合的な賃金底上げの課題である。そして、中小企業支援の強化も欠かせない課題である。

全国一律最賃の課題については、労働総研クォーターリーNo.105（2017 春季号）で特集されているので参照いただきたい。そこで紹介されている静岡県評や京都総評のとりくみは、全国の運動をけん引する先進的なものであるが、各地方・地域労連では秋または春に自治体キャラバンにとりくんでいる。そこでは、全国一律最賃制確立や最低賃金の引き上げとともに、自治体で働いている非常勤職員や非正規雇用労働者の賃金改善や公契約条例の制定にむけた要請が行われている。

例えば、全労連東北・北海道ブロックは、3年まえから道労連と東北6県のローカルセンターによる「最賃キャラバン」行動を5・6月に実施している。各労働局や各団体との懇談・要請、街頭宣伝、交流集会などにとりくみ、中小零細企業への支援の拡充と合わせて「最賃の大幅引き上げは復興のためにも重要な柱の一つ。地域間格差を是正させ、いますぐ1000円、そして1500円へと最賃引き上げを実現しよう」と奮闘している。同時に、長年にわたって各地方労連による自治体キャラバンがとりくまれてきたもとの、秋田県は「地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直し」を国に対して重点課題として要

望している。山形県は厚労省に対して「都市部と地方の最低賃金の地域間格差を是正するため、ランク制度の見直しや全国一律の適用を行うとともに、最低賃金の引き上げによって影響を受ける中小・小規模業者への支援の充実を図ること」を要望している。また、福島地方最低賃金審議会は2016年8月、最低賃金の改正にかかる意見において「政府におかれては、社会保険料の減免等のより即応性・実効性の高い施策の実施についても積極的に取り組んでいただくよう要望する」ことを明記している。岩手県議会は17年3月22日、「早期に最低でも800円を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円に到達させること」「全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること」「中小企業の負担を軽減するための直接支援として、中小企業及び中小企業で働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を創設すること」などの最低賃金改正等に関する意見書を採択している。

岐阜県では、春闘共闘による自治体キャラバン行動が毎年とりくまれているが、今年10月のとりくみでは忌引き休暇制度のなかった自治体が有給で制度化していたり、無給ではあるが育児休業や育児時間、病気休暇などを新設する成果が報告されている。また、毎年のキャラバン行動で教育委員会の姿勢を変化させ、市町村費採用講師の処遇改善も前進している。

こうした地方でのとりくみとあわせて、今年6月22日には国民春闘共闘・全労連・東京春闘共闘として「全国一律最賃制度を求め一日行動」を実施した。厚生労働省に対しては、最低賃金の地域間格差について、被災

地の実態と低賃金の問題、県外転出者の多くが20歳から30歳で地域から若者がいなくなる問題など地方の実態を示した。また、3年間で180自治体から307件の最低賃金の引き上げや格差の解消を求める意見書が厚労省にだされているとして最低賃金制度の改善を求めた。しかし、厚労省の回答は、「最高額に対する最低額の割合は縮小している」「地域の実態がどうであろうが、審議会は最低賃金法の3要件にもとづいて適正に判断している」と木で鼻をくくったものにとどまっている。

中小企業庁には「中小企業支援の拡充と最低賃金の改善による経済好循環の実現を求める」1,489団体の署名を提出して要請を行った。中小企業庁は、価格転嫁を阻害する行為に対する監督指導の強化については「下請関係法令の周知徹底を図る。生産性向上を支援することが重要。下請けのヒアリングを行いしっかり対応していきたい」、公契約法の制定については「賃金労働条件は労使が決定するもの。官公需基本方針において発注者による人件費の確保を図っていく」、買ったたきなどの違反事例については「慎重に調査し、検査に入る場合には下請名簿を出させるなど特定されないように対応する」と回答した。

一日行動では、ファミリーマート本社と最低賃金やコンビニの労働条件について懇談を行った。ファミマ本社側からは、直営店・フランチャイズ店ともに最賃をベースに賃金を決めていること、賃金や福利厚生に大きな差は設けていないこと、自爆営業などの法違反の事例が確認されれば各店舗に迅速に指導し違法状態がないようにしていること、などの説明を受けた。全国どこでも月額22万～24

万円が必要との最低生計費調査の結果をもとにした最賃の1000円引き上げ要求については、フランチャイズオーナーの利益を確保するためには賛同できないとしたが、健康で文化的な生活のためにはそのくらいは必要との認識も示された。

〈公契約条例の制定による適正化のとりくみ〉

公契約適正化のとりくみは、1) 公務で働く非正規やアウトソーシング先で働く労働者の賃金が最低賃金に張りついてきていること、2) 行政が低賃金を誘導することで、民間の賃金にも悪影響を及ぼしていること、3) 地方・地域によってはそのエリアの最大の経済活動である公共発注が、地域に循環されず、それが地域の経済の疲弊を招いていることなどを改善するために、公契約を適正化することで、地域経済の活性化に寄与できるという視点から地域活性化大運動の一つとして力を入れている。

運動の基本は、地方・地域での労働組合や業者団体などとの共同と自治体への働きかけに重点が置かれるが、公共発注に関係している単産は直接影響がでる分野である。また、直接に公共発注にかかわらない産別でも、地域経済の活性化と賃金の底上げは、すべての労働者の労働条件改善に役立つものである。

自治体キャラバンなどで公契約条例の制定を求める要請などが各地方でとりくまれているが、公契約適正化の要である「賃金下限規制」を含む条例は19自治体で制定されている。入札要綱による適正化は17自治体、「賃金下限設定」条項がない理念条例（基本条例）も20自治体（6県・14区市：高知市は理念条例を本条例に改正）、全体で55自治体に広がっている（表、2017年11月現在）。

全労連は、このとりくみの強化をめざして2017年11月14日に公契約適正化運動交流集会を開催した。元日本大学教授で世田谷区公契約審議会の公益委員である永山利和氏が講演し、公契約条例の法的位置、その効果と可能性などについて、世田谷区での実際のとりくみを交えつつ、「2018年4月から世田谷区の非正規労働者の賃金下限額が1050円になる」と報告した。

集会では、草加市の公契約適正化運動実行委員会による条例制定後の運動について、また、直方市の公契約条例施行から3年経過のもとでの業者と労働者のアンケートの結果について報告があり、公契約条例の有効性が示された。参加者からは、自治体キャラバンで設計労務単価と実支払賃金との格差を指摘して公契約条例の必要性を訴えているなどの発言があった。

地域経済に大きな影響を持つ公務・公共サービスで働く労働者の労働条件が、「安かろう、悪かろう」ではなく、住民の安心・安全やいのちを守る業務に働く人たちに適正な労働条件を確保するために、公契約条例を制定し、地域経済を元気にして、人口流出を止めることが求められている。

とくに、公的サービスに従事する非正規労働者の賃金が最低賃金に張りついている状況から、公務・公共サービスに相応しい労働の価値を実現し、それに見合う賃金・労働条件を構築する運動として力を入れることが重要となっている。

公契約条例は、受注業者を拘束するものではなく、公的サービスの質的向上、そこで働く労働者の労働条件の改善、適正な取引ルールを確立するためのものであり、行政として

適正な発注を行うことを宣言し、その決意を市民に示すものであることを周知していくことが求められている。

「地域活性化大運動」を発展させるための課題

(1)「全国最賃アクションプラン」を軸にした「社会的な賃金闘争」の強化を

〈「全国最賃アクションプラン」のとりくみの強化〉

全国一律最低賃金制度の実現をめざす最低賃金法改正のたたかいは、最低賃金の引き上げ運動と関連しつつも、それとは一線を画した運動として「全国最賃アクションプラン」の2年目のとりくみを強化する必要がある。

具体的なとりくみとして全労連は、「全国最賃アクション学習リーフ」を活用した10万人大学習運動を全国で推進し、すべての単産・単組、地方・地域労連が最賃闘争を運動の軸に据えること、そして、自治体首長や議会との懇談をすすめ、全国一律制度の世論をつくるため各地方の3割以上の議会での意見書採択をめざすことを提起している。

また、「中小企業支援の拡充と最低賃金の改善による経済好循環の実現を求める団体署名」とセットで、100万人目標の「全国一律最低賃金制度の実現を求める請願署名」のとりくみを加速させることが重要である。

〈最低賃金引き上げの運動の強化〉

「最低賃金を1000円以上に」「めざせ1500円」など、最低賃金の大幅引き上げを求める運動と声は日々広がっている。東京をはじめ北海道・横浜・愛知・京都・大阪などでデモ行進も行われ、共感を呼んでいる。

最低賃金改定が募集時給に影響する割合は大阪府で48%、神奈川県で44.3%と、広範な労働者の賃上げにつながるという調査結果もある。地方労働局や最低賃金審議会との交渉・要請・懇談、意見陳述、署名、宣伝などにとりくみ、毎年の積み上げをめざすことが重要である。

最低賃金は、非正規労働者だけの課題ではない。高卒の国家公務員の初任給は、地域手当がなければ147,100円であり、時間額に換算すると876円/時間となる。実際、神奈川県では、国家公務員の初任給が地域最低賃金を下回る事態が生じており、地域間格差の是正とともに、賃金底上げのたかひとして強化することが求められる。

〈公契約適正化の運動〉

かなり多くの地方議会の議論において、保守系も含めて公契約条例についての質問が行われている。それだけ公共調達や公共工事、委託事業などでの問題が深刻になっていることをあらわしている。

しかし、議会質問や自治体キャラバンなどでの要請に対する当局側の回答は、1) 公契約に問題はあがるが、労働条件は労使関係で決めるものであり、官として民々契約に介入することはできない。条例は考えていない、2) 公契約に問題があることは深刻にとらえている。総合評価方式や入札制度などを見直して、受注業者にも適正な賃金を支払うようお願いしている。条例までは考えていない、3) 公契約は大いに問題があり改善が必要だ。それを改善するために、行政として公契約条例を検討している。しかし業界団体などの抵抗があり、なかなかスムーズにすすんでいない、の3パターンに分かれている。

行政当局がいずれの回答をしているか、内容をしっかりつかみ、具体的対策の検討が必要である。

運動をすすめるにあたっては、公契約条例での賃金下限設定の必要性や公契約条例のメリットなどについて、組織内の学習と地域を巻き込んだ学習が重要である。そして、地方議会や行政当局に対する陳情や要請などとあわせて、建設業協会やビルメン協会など関係する業界団体と懇談することなどが求められる。

〈公務員賃金の引き上げと適正化〉

社会的規範性のある公務員賃金（正規・非正規労働者とも）を引き上げるとりくみも重要である。公務労働者の賃上げが民間労働者の賃金引き上げにつながる好循環をもたらす、引き上げられた賃金が消費に回ることによって、地域経済を活性化させることになる。

また、公務非正規労働者の「同一労働同一賃金」や均等待遇のとりくみとあわせて、公務非正規労働者や委託労働者などの組織化へと結びつけることが重要である。

(2) 地域での対話と懇談活動の強化を

「地域活性化大運動」は、賃上げと中小企業の支援で持続可能な地域経済、地域循環型の経済・社会を求める世論と合意を広げるとりくみである。

賃金の底上げや中小企業・小規模事業者支援の強化、地場産業・農林漁業の振興、雇用の安定と社会保障・教育の充実、税制のあり方の見直し、安全な公共交通の再生、安全・安心の公務・公共サービスの拡充など、諸課題を統一してとりくみを推進し、世論と共同をひろげることが重要である。また、原発ゼ

ロ・地球温暖化対策の課題も、再生可能エネルギーへの転換など地域循環型の経済・社会をめざす運動であり重視する必要がある。

具体的には、すべての働く人々の賃金の底上げと雇用の安定、中小企業・農林漁業支援の強化をすえて、「地域（人々）の懐をあたため、内需拡大による地域経済の再生」を求めるべく大きな合意づくりをすすめることが重要である。あわせて、社会保障解体攻撃が強まり、格差と貧困が深刻化しているもとで、社会保障や教育の拡充を求めるとりくみなど、暮らしをまもる課題についても合意づくりが求められる。

また、巨額の内部留保をため込んでいる大企業の社会的責任を問い、下請けいじめの一掃、単価改善を求めるとりくみとあわせて、下請け二法や独禁法の改正をはじめ、人件費等の経費が単価に適切に反映される仕組みづくりなども共通の課題となるものである。

さらに、TPP11や日欧EPAなどの貿易自由化協定、消費税10%増税の問題、農業者への所得補償制度の復活、食と農、水の問題など、対象団体の実情に合わせた対話で一致点を確認することが重要である。

2月の地域総行動などで思い切って地域に足をだし、地域の商工業者や中小企業団体などとの対話と懇談を旺盛にすすめ、労働組合として地域の課題を把握し、共同したとりくみに積みあげていくことが運動発展のカギを握っている。

(かわむら よしのぶ・全労連常任幹事)

公契約条例の広がり

地方	数	自治体名	採択日
北海道	4	○旭川市	2016年12月
		★函館市	2001年4月
		★名寄市	2012年4月
		★北見市	2013年12月
岩手県	1	○岩手県	2015年3月
秋田県	1	○秋田市	2013年3月
山形県	1	○山形県	2008年7月
福島県	1	○郡山市	2016年12月
群馬県	1	○前橋市	2013年3月
埼玉県	3	◎草加市	2014年10月
		◎越谷市	2016年12月
		★富士見市	2014年4月
千葉県	3	◎野田市	2009年9月
		◎我孫子市	2015年3月
		★流山市	2015年2月
東京都	13	◎多摩市	2011年12月
		◎国分寺市	2012年6月
		◎渋谷区	2012年6月
		◎足立区	2013年9月
		◎千代田区	2013年9月
		◎世田谷区	2014年9月
		○江戸川区	2010年4月
		★日野市	2008年9月
		★新宿区	2009年4月
		★小平市	2011年4月
		★杉並区	2012年3月
★台東区	2013年4月		
★港区	2016年4月		
神奈川県	3	◎川崎市	2010年12月
		◎相模原市	2011年12月
		◎厚木市	2014年3月
長野県	1	○長野県	2013年3月
石川県	1	○加賀市	2016年3月
岐阜県	2	○岐阜県	2015年3月
		○大垣市	2016年3月
愛知県	5	○愛知県	2016年3月
		★豊田市	2006年6月
		◎豊橋市	2015年12月
		◎碧南市	2017年3月
★豊川市	2017年2月		
三重県	1	○四日市市	2014年9月
京都府	1	○京都市	2015年10月
大阪府	2	★豊中市	2006年4月
		★茨木市	2014年12月
奈良県	2	○奈良県	2014年6月
		○大和郡山市	2014年12月
兵庫県	5	◎三木市	2014年3月
		◎加西市	2015年3月
		◎加東市	2015年6月
		○尼崎市	2016年10月
★宝塚市	2015年7月		
香川県	1	○丸亀市	2016年3月
高知県	1	○高知市	2011年8月
		◎高知市	2014年9月
福岡県	1	◎直方市	2013年12月
佐賀県	1	★佐賀市	2012年12月
22地方	55	◎:本条例、○:理念条例、★:指針	

貧困打開をめざす地域からの運動

原富 悟

1 地域で広がる生活困難者への支援活動

〈見えにくい、生活の場に現れる貧困〉

2017年3月の生活保護の被保護者は、164万世帯、214万人となった。保護率（人口100人当たり）は1.69%、世帯比では3.08%である。日本における生活保護の捕捉率は、概ね15～18%と言われているから、人口100人当たり8.5人、世帯比で15%超の人が生活保護基準以下の収入で生活していることになる。地域の社会・経済状態によって事情は異なるであろうが、例えば、人口5万人の都市では4000人を超える人が生活保護基準に満たない生活をしていることになる。

国民生活基礎調査（平成28年版）では、2015年の相対的貧困率は15.6%と計算され、等価可処分所得の中央値は245万円、貧困ラインは122万円である。6人に1人が貧困ライン以下にあり、人口5万人の都市では8000人が相対的貧困状態にあるとされているから、街を歩けば、6人ないし12人に1人の割合で貧困状態にある人と出会う勘定だが、生活困難にある人は、外出を避ける傾向や社会的に孤立しているケースもあるから、地域社会においては、目にする以上に「貧困」が広がっていると考えていい。

外形的に「普通」に暮らしているように見えても、ローンを抱えたまま収入が途絶えたということだってあるし、経済的な理由から新聞や書籍を節約し、映画や芝居やコンサートなどにも縁のない文化的貧困状態や精神的に病む人も多い。加えて、現代社会では、アパートやマンションで隣り合わせていてもお付き合いをすることもなく、関心ももたない希薄な人間関係がある。統計的に「貧困が広がっている」と言っても、具体的な生活の場である地域社会のなかでは、その実相は見えにくい。

そんな状況の中でも、貧困の当事者に向き合い、生活支援を実践するさまざまな活動がある。2008年のリーマンショックを契機に多発した「派遣切り」は、非正規、派遣、不安定雇用が生活危機を抱え込んだものであることを顕在化し、一方で、「派遣村」を一つの象徴として、労働組合をはじめとするさまざまな団体がつながって、運動としての「反貧困ネットワーク」が形成され、相談、伴走型支援、労働組合等の既存組織への組織化などの諸形態での生活支援活動が取り組まれた。

〈さまざまな生活支援の活動〉

いま、地域では、生活困難者へのさまざまな支援活動が取り組まれているが、それら

は、遠くセツルメントに源流をもつものもあり、生活協同組合等の互助組織、自治体・行政と連携する社会福祉協議会、1950年代に結成され活動を継続している生活と健康を守る会、近年のNPOの形態をとったソーシャルワークなど多様である。それらが、弁護士・司法書士等の法曹界とも協力し、労働組合の地域活動と連携して、全国各地域での生活支援活動を展開している。

さいたま市で活動するNPO「ほっとプラス」は、8名の社会福祉士・介護福祉士を専従職員におき、弁護士や市民団体、地域の労働組合と連携して年間500件の生活相談に対応している。支援対象者の半数は50歳代・60歳代で、若者もいるし、80歳代の高齢者もいる。住むところもなく所持金もない相談者の実情に応じ、シェルターを用意し、住居を確保し、雇用保険や生活保護を申請し、必要な場合は入院の世話や老人ホームへの誘導もする。うつなどの精神疾患や生活習慣病を持つ人や障害者もいる。常時50人前後の被支援者をかかえ、地域のアパート経営者と契約した暮らしの場を提供し、再就職、年金受給等々、相談者に寄り添った「伴走型」の生活支援を行っている。月に一度は「埼玉貧困ネット」の活動として、弁護士や市民ボランティアとともに取り組む「夜回り」で、駅周辺や公園などのホームレスに声をかけて歩く。

東京で活動するNPO「POSSE」は、会員約300人の会員組織で、学生や市民ボランティアがその運営を担い、労働組合とも連携しつつ、年間3000件の労働相談・生活相談を行い、雇用や貧困にかかわる政策提言も行っている。どちらかと言えば、労働問題に

重心をおいたソーシャルワークである。

2007年に発足し、2010年にNPO法人化した「ホームレス支援全国ネットワーク」には、全国のホームレス自立支援の活動を行っている約80の団体が参加している。

〈子どもの貧困に目を向けて〉

「子どもの貧困」が社会問題化するなかで、「学習支援活動」や「子ども食堂」などの活動も広がっている。

埼玉県は、2010年に、生活保護受給世帯の子どもを対象に、家庭訪問での教育相談、学習教室の設置と学習支援、進路相談などを行う教育支援事業（アサポート）を開始した。2015年施行の生活困窮者自立支援法は、自立相談支援、住宅確保給付金を必須事業とし、自治体の任意事業として「生活困窮者の子どもの学習支援事業」を組み入れたことから市町村としての実施も広がり、また対象者の枠も広がった。埼玉でこの事業を支え、実際に学習支援活動に取り組んでいるのは「子ども・若者支援ネットワーク」という自主的なボランティア団体である。法にもとづく自立支援の必須事業は、各自治体が、直接に、あるいは対応する社会福祉協議会に委託するなどして実施されている。

子ども食堂の活動も各地で広がっている。埼玉では、「埼玉子ども食堂ネットワーク」がたち上がり、NPO「フードバンク埼玉」がこれを支えている。各地域の生協や新婦人、市民運動のさまざまなグループが子ども食堂を運営し、フードバンクが、品質に問題がないにもかかわらず廃棄されてしまう食品・食材を集めて提供することで連携している。「埼玉フードバンク」には、埼玉労福協、

生協連、J A、生協、医療生協などとともに、労働団体として埼労連、連合埼玉も参加している。なお、2015年に「全国フードバンク推進協議会」が発足し、各地で自治体との連携も進み始めている。

2 貧困の可視化と社会運動

〈貧困問題の可視化〉

「最低賃金 1500 円」をかかげて活動する若者のグループ「エキタス」による「最低賃金が 1500 円になったら」のハッシュタグには「我慢せずに医者に行ける」「税金を滞納せずに払える」「1 日 3 食にする」「母がトリプルワークしなくてすむ」などの数多くの投稿が寄せられた。なかには「パートのお母さんの心にゆとりができて、家族が明るくなって子どもも元気になる」「ひがみっぼくて攻撃的な、疲れて余裕のない人が減って、思いやりが社会に少しずつ循環するかも」との書き込みもある。

ネット上に現れるこれらの声の背景にある貧困の実相は、前述のように地域社会において必ずしも可視化されているとは言えない。

6 人に 1 人が貧困ライン以下の収入で生活しているということは、まわりに 100 人の人がいれば 15 人は貧困状態の人がいるということである。生活保護受給者の半数は高齢者であるが、その半数は年金受給者である。貧困ラインを、収入だけでなく、教養や文化、社会参加なども含めた「健康で文化的な最低限度の生活」、つまり「人間的な暮らし」という視点で見れば、もっと多くの人が貧困状態におかれていると考えていい。貧困状態に

おかれている人は、多くの場合、社会参加に消極的だし、貧困状態を「見せない」ようにしているから、ますます隠れた存在になる。

貧困を社会問題化し、地域から草の根の運動を起こしていくためには、地域社会において、その実相を可視化していくことが、その出発点になる。

〈生活保護行政の問題〉

日本における生活保護の保護率は 1.6%、捕捉率は 15～18% と言われている。ドイツの公的扶助の補足率は 65%、フランスは 92%、スウェーデンは 82% というから、日本の最低生活保障の網の目は極めて粗く、もはやネットでさえない。

生活保護法には、「日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障する」（第 1 条）、「すべて国民は、……この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」（第 2 条）、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」（第 3 条）とある。

戦後の新生活保護法が成立した 1950 年に当時の厚生省（現厚生労働省）は、「保護は申請にもとづいて開始することの建前」は、「国民に対して保護の請求権を認めたと」いう意味であって、「決して保護の実施機関を受動的、消極的な立場に置くものではない」から、「保護の実施に参与する者は、常にその区域内に居住する者の生活状態に細心の注意を払い……保護の漏れることのないよう……特に遺憾のないよう配慮すること」と

する事務次官通知を発している。

ところが、今日の生活保護行政の現場では、申請窓口において、「生活保護制度についての理解」を求めたうえで、生活状態に関する子細な調書を取り、家族・親族等の支援の可能性を調べたうえで、あらためて「申請の意思」を確認して、やっと申請書類をもらえるという手続きが一般的になってきている。最近では「不正受給の防止」を口実に、保護受給者がパチンコ店などに行った場合、市民からの通報を呼びかけるなどの人権侵害さえも起きている。

埼玉県社会保障推進協議会が毎年行っている自治体キャラバンにおいて「国に生活保護基準の引き上げを要請」することを求めたところ、どの自治体も一様に「法定受託事務であるため」とか、「国が判断するもの」などとして、上申する意思は全く見られない。憲法 25 条にもとづく生活保護法の原点に立ち返れば、地域住民の生活状態に最新の注意を払い、保護の遺漏のないようにすることともに、現行の保護基準が、生活環境や社会的な条件に見合ったものかどうかを見極め、必要に応じてその改善を提起することも、行政の出先機関としての現場の任務であってもおかしくはないはずである。

こうした福祉行政の実情が、低い捕捉率に反映し、行政の手によって、貧困が地域社会のなかで見えなくさせられていく。

〈生活支援から社会運動へ〉

さまざまな生活支援の活動は、チラシの配布やネットを通じて、あるいは人づてや「夜回り」でのつながり、さまざまな 110 番活動、行政の福祉の窓口や地方議員の生活相

談、労働組合による労働相談などを契機にしている。労働組合の地域組織を中心にして、生活と健康を守る会やさまざまな市民団体、弁護士などの共同による街頭での「何でも相談会」も取り組まれ、生活困難に陥った当事者を、生活保護の申請や住宅の確保、当座の生活費の貸付け、その他さまざま福祉制度の活用に導いている。

さきに紹介した NPO「ほっとプラス」のパンフレットには、活動の目的として「地域の貧困問題の解消」「すべての人が住みやすい街づくり」「社会変革の実現に寄与する」とある。支援活動を通じて顕在化する生活保護などの福祉行政の不備を指摘し制度の改善を働きかけ、政策提言を行うなど、福祉にかかわる社会的環境を変えていくことが意識されている。

生活と健康を守る会は、全国の各地域に支部・班を組織し、相談活動を行いつつ、機関紙等による啓蒙と学習を重ね、中央・地方の社会保障推進協議会（社保協）に参加し、反貧困ネットワークとも連携して運動を進め、個々の生活問題の解決と自治体交渉を積み上げ、政府と交渉をもっている。

地域における生活支援活動は、必然的に、社会保障・福祉制諸度の現状を批判し、その改善をめざさざるを得ないし、自治体に対する施策や制度改善の運動を必須とし、さらに、国の社会保障・福祉の諸制度を改革していくための、地域からの問題提起としての運動に発展していく。

場合によっては、行政の対応を批判し、裁判に訴えることもある。筆者も、数年前に埼玉県三郷市の福祉課の窓口対応をめぐる、生活保護裁判に関わったことがある。この裁

判で原告が勝利したことで、埼玉県は県下の全自治体の担当者を集めて窓口対応の改善を申し合わせた。最近では、生活保護の老齢加算・母子加算の廃止や生活保護基準の切り下げ、年金の削減等をめぐる裁判も全国的に行われている。

現出する生活困難者の問題を解決する活動とともに、貧困を生み出す原因としての、低賃金と不安定雇用・失業などの労働問題に目を向けなければならない。病気やケガ、高齢化、あるいは保育や介護など、貧困につながる社会的な「事故」に対応する社会保障・福祉制度の改善も、労働問題と表裏一体の運動課題である。労働組合が主導的な役割を果たす、全国的な賃金・雇用、そして社会保障をめぐる市民共同のたたかいと連動し、労働組合が地域において果たす役割は大きい。

3 地域における労働組合運動の課題

〈民主的な自治体づくりと政策課題〉

日本国憲法 25 条は、すべての国民に、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障するとともに、第 2 項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としている。また、憲法 92 条の「地方自治の本旨」にもとづいて、地方自治法第 1 条の 2 では「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う」とされている。住民の生活問題は、まずは身近な自治体に持ち込まれ、自治体は自主的、総合的に、福祉の増進を図ることを基本にして、それに対応しなければなら

ない。そこから全国的な制度や施策の改善を図るのは国の責任である。

地域において、統計的に見出される貧困に対して、また、労働組合やソーシャルワークを実践するさまざまな運動などによって顕在化される個々の生活問題に対して、適切に対応し、さらに貧困を生み出す要因を除去するためのさまざまな施策を実施し、住民の生活と人権を守ろうとする民主的な自治体をつくっていくことが課題となる。いま、全国で生活保護や福祉行政の改善、国保税（料）負担の軽減を求める運動が広がっているように、具体的な生活問題を自治体に持ち込み、繰り返し改善をもとめ、行政と地方議会に対する運動を蓄積して、自治体の施策の改善と国の政策を変えていく力にしたい。

貧困を生み出す要因としての低賃金、不安定雇用の改善をはかるために、公契約条例の制定運動が各地で展開されている。公契約の改善は、地域の賃金相場を引き上げ、雇用の安定にも寄与する。自治体はその域内の賃金や雇用の現状に目を向けることが求められるが、そのためにも地域の労働組合による取り組みが求められる。最低賃金の引き上げについては、厚労省の出先機関の所管である地方最低賃金審議会への運動が必要だが、自治体が最低賃金に対する問題意識を持つこととあわせて、公契約による最低時給の引き上げによる相場形成とも連動して、最低賃金引き上げの世論づくりが進んでいく。

〈地域における連携した運動と組織化〉

地域には、ソーシャルワークの実践があり、生活を支えあう生協や生活と健康を守る会があり、年金者組合や地域社保協（社会保

障推進協議会)などの運動団体があり、さまざまな産業の労働組合があり、ローカルユニオンがある。弁護士や司法書士などが貧困問題に熱心に取り組んでいる例も多い。こうした貧困問題に向きあうさまざまな運動を、地域の労働組合を束ねる地域労連が中心になってネットワークを構築し、共同行動を行い、協力関係を継続していきたい。前述の、埼玉における子ども食堂を支えるフードバンクの活動では、労福協（労働者福祉協議会）をつなぎ役にして、労働団体では連合埼玉・埼玉労連、県生協連と各消費生協・医療生協、JA（農協）、そして、さまざまな市民運動グループが連携している。

春闘期の「地域総行動」では、視野を広げ、地域の労働組合による地域春闘共闘とともに、貧困問題や国民的な課題をかかげた市民的な幅広い共同の運動を追求したい。労働組合の賃金闘争においては、職場や企業内だけではなく、地域的な賃金相場を引き上げていくための相互支援や共同行動を広げて行くことも課題になるだろう。

こうした地域における市民的な共同行動や運動のネットワーク化は、世論を広げ、自治体への影響力を強め、貧困を打開する力になっていく。草の根の運動の広がりには「見えない」貧困を掘り起こし、可視化し、さまざまなルートからの運動参加を促進する。市民運動に関わる「市民」の大多数は労働者であるから、地域運動における、労働組合への市民からの信頼の醸成は、労働組合の組織化運

動の前進への条件をつくることにもつながるだろう。

〈地域を見る目と学習・交流〉

貧困を打開する地域運動を進めていくためには、新自由主義がふりまく貧困の「自己責任論」や、社会保障・福祉の給付を「受益」とするイデオロギーを、地域住民の世論として克服していかなければならない。

地域労連が成長し、地域における労働組合運動が活性化してきたとはいえ、現状では、職場や企業内での運動にとどまる労働組合も多い。労働組合が、職場や単組レベルで地域に目を向けた学習や討論を重ね、個々の組合員の地域運動へ関心を高めていくことが必要である。

地域労連や地域の労働組合が中心になって、さまざまな運動団体との共同による学習会や交流会を組織したい。そこでは、地域のさまざまな分野の労働や生活の実態の共有、日本国憲法における社会権の意義、ILOが呼びかけるディーセントワークをめざす戦略（やりがいのある仕事の確保、職場における人権保障、社会保護、労働者の社会参加）などの議論を深めたい。

一人ひとりの組合員の働き方と生活に寄り添うという視点で、また、地域の生活圏における存在という視点で、「労働組合は機能しているか」と、改めて問い直してみることも必要なのではないか。

（はらとみ さとる・労働総研常任理事）

レポート 〈道労連〉

無期転換で非正規に労働組合を

——非正規組織化「無期転換プロジェクト」のとりくみ

黒澤 幸一

はじめに

近年の労働関係において最も注目されるべき現象のひとつが、「非正規労働者の増大」であることは、議論の余地のないことである。1990年代後半以降、財界・大企業の戦略と政府の労働者保護任務の放棄によって増やされ続け、働くものの4割、2000万人を超える。そのほとんどが有期労働契約による不安定雇用で低賃金が許容されることが特徴と整理できる。日本の雇用慣行とされる「終身雇用」「年功賃金」「企業別組合」の外におかれ、個別労働契約のもとで、労働者としての権利行使を強く抑制されている。労働組合にも入りにくく、声を上げられない状態に置かれている。

非正規労働者の増大は、労働組合の組織率の低下を招き、賃金・労働条件の労使対等決定の原則を形骸化し、政府権力の介入による管理統制を容認することになっている。労働組合の意図的な骨抜きであり、国家的な不当労働行為とさえ言える。非正規労働者を組織化し、労働組合の交渉力を取りもどす以外に財界と政府による労働者支配を、打開する手立てではなく、「底上げ」も図れない。真の働き方改革は労働組合の力でのみ実現できることを冒頭、強調したい。

2018年4月、いよいよ無期転換5年ルールが本格スタートする。非正規労働者を労働組合に組織化する上での最大の障害となっていた、雇止め脅迫から非正規労働者を脱出させること

ができる。

この論稿では、道労連が展開してきた非正規組織化「無期転換プロジェクト」の経験から、非正規労働者の組織化の今日的な重要性を考えたい。

1 無期転換ルールとは

労働契約法第18条「無期転換ルール」は、同一使用者との間で、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換する制度である。大切なことは、このルールの目的が、有期労働契約の濫用的な利用を抑制し、労働者の雇用の安定を図ることを目的としていることにある。2008年のリーマンショック後、大量の雇止めが社会問題化するなかで、民主党政権下でつくられた。施行は2013年4月、多くの場合5年後となる2018年4月に申込みが可能になる。

無期転換ルールは、あくまで出口規制である。有期労働契約は臨時・一時的な雇用に制限する入口規制をはじめ、更新回数の制限、差別禁止規制の導入などの必要性からみれば、極めて不十分なルールであり、弱点も多い。しかし、労働者保護の観点から画期的で歴史的な意義があると考えられる。

2 無期転換ルールの3つの意義

仕事は恒常的にあるのに、雇用は細切れという不条理がまかり通る社会を是正し、無期雇用

が当たり前にしていかなければいけない。

無期雇用には3つの意義がある。一つは、雇止めなど更新不安の解消。二つ目には、有給休暇などの権利行使の促進。そして、三つ目には、労働組合に入ることをためらう必要がなくなる。労働組合という権利を手に入れたら、団結権を行使し、賃金・労働条件などの向上をめざすことが可能になる。逆に言えば、無期雇用になるだけでは、賃金や労働条件の改善は得られないばかりか、低賃金労働者を固定化させることになりかねないことに注目する必要がある。強調したいのは、無期転換を契機に労働組合が非正規労働者を組織化し、声を上げてたたく当事者をつくるのが、至上命題であり、道労連が提起する無期転換プロジェクトの狙いは、ここにこそある。

3 4つの注意点と労働組合の交渉力

無期転換ルールには多くの弱点があるが、道労連が労働組合の力で克服した経験を紹介する。

一つ目は、無期転換を免れる目的で事前に雇止めすることは、無期転換ルールの趣旨に反するとともに、多くの場合は反復更新を繰り返しており、労働契約法19条「雇止め法理」に違反する不合理な雇止めであり無効である。有期契約であっても「やむを得ない事由」がある場合でなければ、雇止め（解雇）はできないことを多くの労働者に知らせなければいけない。

札幌市児童会館に有期契約で働くパート指導員らから、昨年1月、複数の相談が寄せられた。「法律が変わり、勤続5年を超えるパート指導員は、契約更新できない。対象は160人位いる」と使用者から説明されたというのだ。道労連は、無期転換前の大規模な雇止めと踏まえ相談会を開催、同時にSNSを使って、組合員などのつながりから知り合いの指導員の紹介を受け6人

が札幌地区労連ローカルユニオン結に加入、団体交渉に臨んだ。その結果、140人を超えるパート指導員などの継続雇用を約束させることに成功した。

二つ目は、「次回は更新しない」などの不更新条項付き契約への合意を強制してくるケースが増えている。こうした場合は、契約書にサインせずに労働組合に直ぐに相談することが大切だ。泣き寝入りする必要はない。

旭川地区労連は、昨年8月「無期転換あさひかわ市民講座」を開催し、50人余りが参加した。医療機関に勤める臨時事務職員の40代女性は、1年更新で8年間勤めてきたが、昨年春の契約更新で「次回は、更新しない」との不更新条項付きの契約書に、泣く泣くサイン。しかし、諦めきれずに市民講座に参加した。「一旦、合意した契約を撤回させるには、労働組合で交渉するしかない」とアドバイスし、道医労連医療一般労組に加入。道医労連は、労働契約法18条「無期転換ルール」の趣旨に反すること。同時に8年間の反復更新の経緯から同19条「雇止め法理」から雇止めは無効と指摘し、交渉を申し入れた。4週間後、交渉するまでもなく、法人は、雇止めの撤回を本人に伝え、雇用継続を約束した。本人は、「労働組合の皆さんと出会わなかったら何も始まらなかった。行動して良かった」と話した。

三つ目は、クーリングだ。契約がない期間が6カ月以上あるときは、その前の有期労働契約は通算契約期間に含めない「クーリング」という定めがある。しかし、「6カ月間休んでくれたら、また採用する」などといって、無期転換権の回避を目的にクーリングを強制する動きが広がっている。これは、クーリングではなく、一時的とはいえ一方的な雇止めだ。反復更新の経過がある場合などは前述したように違法だ。同

意せずに、労働組合に相談することが大切だ。

北海道大学が有期の非常勤講師に対し、これまでの通年雇用を「前期か後期にまとめた講義」を求める方法で、半年間のクーリングを強制。「無期転換権が喪失」することもまったく説明されなかった。納得のいかない勤続9年になる非常勤講師は、札幌地区労連ローカルユニオン結と札幌圏大学非常勤講師労働組合に加入。北大職組や道労連などとともに団体交渉を重ね、撤回を勝ち取り、4月からの無期転換権を守った。

四つ目は、無期労働契約後の労働条件は、別段の定めがない限り、直前の有期労働契約と同一となるが、不合理な労働条件を禁じた労働契約法20条とも相まって、無期転換に際して、労使交渉による「別段の定め」で、賃金や労働条件の改善を正規労働者に近づけることが重要だ。まして、一方的な労働条件の不利益変更は、無効だ。また、EU加盟国は3年、韓国は2年で無期転換権を得ることができる。こうした、無期転換権の早期化要求も重要となる。

生協労連北海道地連コープさっぽろニュー労組は、4年越しの要求と交渉で「1年以上勤務で自動的に無期雇用に転換する」という法を上回る制度をつくらせた。対象は全道で1万人に上る。

また、北海道勤医労は、17春闘で無期転換制度の「前倒し実施」を要求し、署名集めなどを行い、歯科法人から「半年の前倒し実施」回答を引き出した。この一連の取り組みで44人の非正規労働者が組織拡大された。

4 法律と労働組合がセットで規制できる

ここまで、道労連での貴重な経験を紹介した。共通点は、一般市民を対象とした市民講座など産別と地域が一体となって、非正規労働者を労

働組合に組織化し、労働組合の団体交渉の力で是正を求め、雇用を守っていることにある。労働経済の研究をすすめる北海学園大学の川村雅則教授は、「道労連新聞『無期転換ルール特集』」の中で、「労働者保護のための規制は、法律だけでは達成されず、労働組合が必要」と強調されたが、実感である。

もう一つ共通点がある。多くのケースで自分の職場には労働組合はあるが「非正規のことは何もしてくれない」と駆け込んで来ている。無期転換ルールを契機に企業内の正規労働者に偏重する「労働組合の再生」が強く求められている。この制度は、使用者に申し入れさえすれば、必ず無期雇用になることができる。「絶対に無期雇用にできる」ことを知りながら、労働組合が具体的な行動を取らず、これまでどおり使い捨てヤクビのすげ替えを黙認するようならば、労働組合の看板を掲げるに値しない。

労働組合の社会的な信頼と影響力を高め、形骸化する労使対等決定の原則を取り戻し、労使自治を守るには、非正規労働者の組織化は絶対条件である。同時に無期転換権の確実な履行を求めるキャンペーンは、非正規労働者の「社会的組織化」の大チャンスであると確信している。

おわりに

道労連は、約1年半の無期転換プロジェクトの実践のなかで、マスコミ報道の喚起、組織内の学習、市民講座を全道で12回開催するなどのなかで、組織外20人を含む69人の非正規労働者を組織化した。そして、多くの労働者の雇用継続を勝ち取った。非正規労働者など最も困難な労働者に寄り添う労働組合の見える化を図り、組織拡大強化に繋げる決意だ。

(くろさわ こういち・北海道労働組合総連合議長)

● レポート 〈山形県労連〉

最低賃金、県が国に画期的な提案

——ブラック企業アンケートから見えてきたもの

勝見 忍

1 全国一律最低賃金制度の確立へ、 山形県が大きな一歩

全労連東北地協・北海道地協による「最低賃金の大幅引き上げを求める東北・北海道キャラバン」に取り組んで、今年（2017年）で10回目（北海道と合流して3回目）となった。私たちは、毎年この行動を軸に最賃闘争を繰り広げている。

こうした中で、山形県は国に対して「平成30年度政府の施策などに対する提案」を提出したが、その中で最低賃金について、「都市部と地方の最低賃金の地域間格差を是正するため、ランク制度の見直しや全国一律の適用を行うとともに、最低賃金の引き上げによって影響をうける中小・小規模事業者への支援の充実を図ること」という要望が盛り込まれた。10月6日から改定された山形県の最低賃金は739円、最高額の東京都958円との差は実に219円にもおよぶ。

山形県はこれまで、最低賃金の改善に関しては、「国の制度であり、審議会で決めることだから」などとして、非常に消極的な姿勢に終始していた。山形県の吉村美枝子知事には毎年、県労連として、直接面会して雇用や賃金について要請する機会を得ているが、2016年12月の要請の際、知事は「最低賃金は格差をなくすため全国一律がよい。中間層

を厚くしたい。政府は地方創生などと言っているが、逆行しているのではないかと述べ、最賃制度の改善の必要性の認識を示した。その直後の県知事選挙においても、公約として、全国一律制度の確立を掲げていた。

今回の国に対する提案・要望の中で、山形県が最低賃金について盛り込んだのは初めてのことであり、しかも「全国一律」という言葉も用いているのは、全国的にみてもきわめて画期的といえるのではないかと。

国に対する提案の中で山形県は、非正規雇用の比率が2012年時点で35.8%と増加傾向にあるとし、しかも2万8000人が本意の非正規雇用にある（2015年）と指摘している。さらに、非正規雇用の増加が生涯未婚率増加の一因となっていることにも言及している。そのうえで、現行のランク制度について、中央最賃審議会から示される改定の目安額はランク間の格差があり、地域間格差の拡大につながっていると問題視している。そのため、ランク制度の見直しや全国一律の適用など、都市部と地方の格差是正が必要であるとしている点で、私たちの主張とも合致し、意義のある内容となっている。

私たちは毎年秋に自治体キャラバンに取り組んでいるが、この間、最低賃金の大幅引き上げや全国一律制度への移行について要請し、県内各自治体に理解を求めている。

多くの自治体は、賃金の地域間格差が縮小するどころか、年々拡大しており、人口減少・流出が加速していることに強い危機感を示している。今回のキャラバンでは、とくに県による国に対しての積極的な働きかけについて取り上げ、県のこうした取り組みを支え応援するよう呼びかけたところ、少なくない自治体で理解を示し、県と同様の考えであると答えた。

山形県が大きな一歩を踏み出したわけだが、引き続き、全国一律最賃制度の必要性の理解を広げる運動を前進させたいと思う。その際、この間、東北6県の県労連が共同して、静岡県立大学の中澤秀一准教授の指導のもとに取り組んだ最低生計費試算調査の結果を、積極的に活用することが重要だ。経営者団体などと懇談する際、調査結果を示すと、都市部と地方の最低生計費がほぼ同じ水準にあることに対し、「認識を新たにした」との感をにじませることは多い。

2 最賃審議会の答申にも変化

山形地方最賃審議会は2017年8月10日、今年度の県最低賃金の改正について、山形労働局長に答申した。答申は目安どおりの引き上げにとどまり、739円に改定するとした。県労連は、22円の引き上げでは不十分であり、都市部との格差は一層拡大するとして、同23日に異議申出を行ったが、答申は従来から変化した部分もあった。

それは、①山形県の中小・零細企業の置かれた厳しい現状もふまえて、中小企業・小規模事業者への支援の充実と効果的な周知、②目安の合理的な根拠を示すための努力など目安制度への信頼感を確保するための取り

組みの2点を政府に対して要望したことである。①については私たちが絶えず求めてきたことでもあり、②に関しては、日頃から県経営者協会が、「最初に目安ありき」として目安制度に対して批判的な考えを示してきた問題である。引き上げ幅を縮小させたいという思いもあるのだろうが、地方審議会の自主性をどう発揮できるかという点では、検討を要する課題と思う。

県労連が提出した異議申出を審議した審議会では、「答申どおりとする」と結論づけたものの、使用者側も、毎年否定的な考えを示す公益の副会長も、人間らしい生活が維持できないこと、格差が一層拡大すること、中小・小規模事業者の支援拡充の強化などを指摘した異議申出の内容については「理解できる」「間違ったことは何もない」とした。審議会を傍聴し、もはや、私たちの主張を否定することはできないどころか、共通認識にさえなっていることを強く感じた。

3 ブラック企業アンケート結果から見えてきたもの

山形県労連は2014年2月からホームページに「ブラック企業アンケート」を掲載しており、ホームページを見た人であれば誰でもアンケートに答えられるようにしている。アンケートの回答は、県労連のアドレスに送信されるように設定している。

ここでは、2014年2月から2015年5月までの回答と2015年6月から2016年6月までの2年余りの集約結果から特徴点を紹介したい。

2014年からの最初の1年余の集約では、23人から回答が寄せられた。2015年からの

1年分の集約では46人から回答があり、倍増した。年齢は30代が最も多く、雇用形態では非正規雇用より正規雇用が圧倒的に多くなっている。業種では、山形県の基幹産業である製造業が最も多く、サービス業、医療・福祉、運輸業などとなっている。

自由記載欄には、リアルで深刻な状況が綴られており、啞然とさせられるものも少なくなかった。交通誘導警備業の男性は朝から翌朝まで、33時間中に24時間勤務。昼勤はA社、夜勤はB社、翌朝の昼勤はC社へ派遣される。勤務と勤務の間の3時間は移動で仮眠する時間もとれない。学習塾で働く男性は、年間を通して休日がほとんどなく、土日は早朝から深夜0時までの長時間労働。会議や研修などは「仕事ではなく自分のためだ」と言われ、手当など一切ない、夜勤専属の設備管理業務の男性は、午後5時から翌朝8時45分までと拘束時間が非常に長く、夜勤の手当が一切つかない。さらに、交代制の12時間

勤務の男性。ミスが一番多かった班に罰として、勤務時間外に機械の洗浄・清掃作業を超過勤務手当なしで命令される、などなど惨憺たる事例ばかりである。

内容で分類すると、「パワハラ」が最も多くみられた他、「サービス残業」「ワンマン経営」「低賃金」「メンタル不全」などが目立っている。労基法無視、自己責任の押しつけ、家族・親族による経営などを問題にしているものが多い。また、賃金水準・最低賃金の低さを問題にしているものも多く、山形県の人口流出・人口減少を懸念している傾向もみられる。深刻な状態にある自分自身の救済だけでなく、社会全体で改善する必要があるという意識もうかがえる。

県労連として、こうした切実な声を背景にして、ブラック企業根絶、貧困解消をすすめるたたかいを本格的に前進させなければならない。

(かつみ しのぶ・山形県労連議長)

レポート 〈全労連青年部〉

奨学金返済にあえぐ青年労働者

——「奨学金アンケート」から

五十嵐 建一

はじめに

大学学部生（昼間）の約50%が何らかの奨学金を利用し、約3人に1人が独立行政法人日本学生支援機構（以下、機構）の奨学金を借りるまでになっている。しかし、非正規雇用等の不安定・低賃金労働の拡大により、卒業後に安定した収入を得て奨学金を返済できる環境は大きく崩れている。

奨学金の受給者率は増加を続け、受給率は1996年度に21.2%だったが平成22年度には50.7%となり、就学の段階で奨学金という借金を抱え、社会に出た段階で高額な返済義務を負わされる青年が増加し続けている。機構の奨学金の3カ月以上の延滞者のうち、46%の人が非正規労働者又は職がなく、77.1%が年収300万円以下である。

そして、「雇用は改善」と言われているが、増えたのは非正規雇用労働者であり、1997年の1152万人から2015年1980万人と828万人も増加（総務省「労働力調査」）している。反対に、正規雇用労働者は97年の3812万人から15年3304万と、508万人も減少（同前）し、非正規率は97年の23.2%から15年には37.5%にまで増加している。

その結果、ワーキングプア（働く貧困層）が増え続けており、国税庁「民間給与実態統計調査」によれば、年収200万円以下は

2014年には、1139万人、労働者の24.0%に達している。また、総務省「就業構造基本調査」で見ると、厚生労働省も“結婚の壁”と認める年収300万円未満は、1997年の2462万人から2012年には3044万人に増え、有業者の55.1%（正規雇用で28.8%、非正規雇用で89.1%）に達している。

労働相談でも、「奨学金は借金でしょ、怖くて借りられません」と相談に来た大学生は、新聞奨学生として区内の販売所に住込み、ブラックな環境で仕事をやめると言ったら違約金を請求され、それでも学生ローンは手が出ないと訴えていた。

「借りたことでこんなに苦しい思いをするとは」と相談にきた20代の女性は、パワハラでウツになり退社、フルタイムの仕事に就けずに週3日のアルバイト収入は月7万円。奨学金の返還猶予期限が迫り、督促状が来たが返せる目途がないと訴えている。

全労連青年部では今回改めて、奨学金を返済している人は返済額が月々の収入の何%を占め、どのくらいの負担になっているかを明らかにしようと、2016年6月から2017年3月に、奨学金の問題についてのアンケートに取り組んだ。

約6割が負担を感じている

アンケートは、全労連加盟組織の協力を得

て取り生まれ、実際に返済中の方を含め、「返済をしている方」を中心に、こどもの奨学金を返済している親もふくめ、406名から回答を得ることができた。

回答の内、「奨学金の借入金の総額を教えてください」では、借入金総額で最も多かったのは1600万円、「100～200万円」「200～300万円」合わせて58.3%、全体の平均では約280万円という結果だった（図1）。

そして、「毎月の返済額の総額はいくらですか？」では、「1万円～2万円未満」と回答したのが最多で、66.4%となっている（図

2）。

回答の多くは、大学の卒業時点で約300万円程度の借金を背負い、月2万円程度の返済をしているという現実が見えてくる。

では、こういった返済をしている方は、どのぐらいの負担を感じているのだろうか。

「月々の給料に対し、奨学金の返済額は負担に感じますか？」の問いには、「とても感じる」「感じる」合わせて56%に上っている（図3）。そして、「滞納した理由は何ですか？」の問いには「収入が少なく返済に回すことができなかった」が3割を超える回答となった。

図1 奨学金の借入金の総額を教えてください

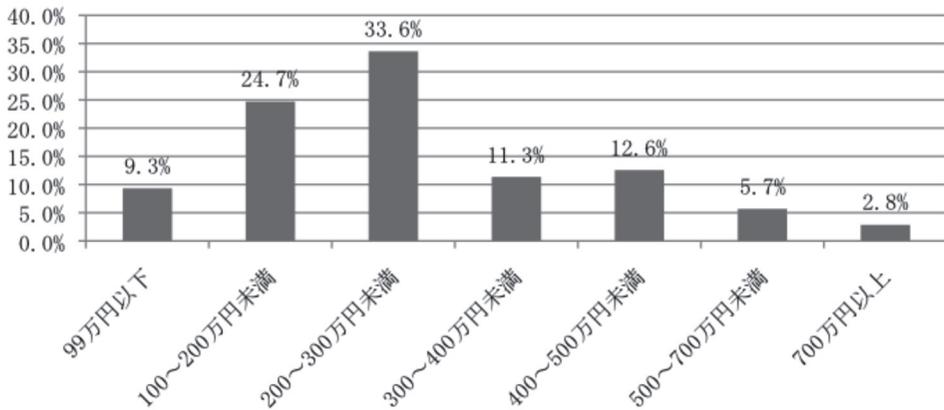


図2 毎月の返済額の総額はいくらですか？

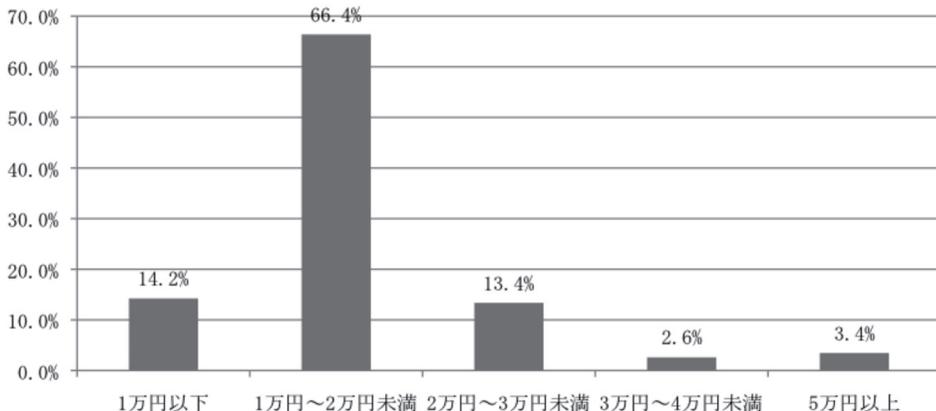
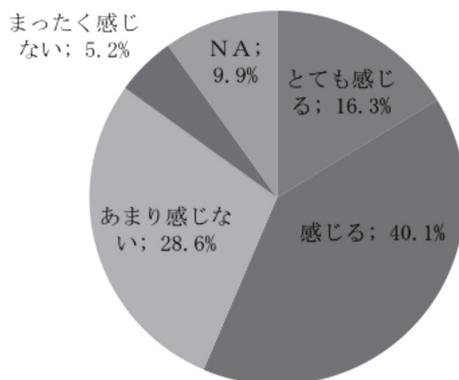


図3 月々の給料に対し、奨学金の返済額は負担に感じますか？



自由記入で「返済いらない奨学金がほしい！」と給付制の奨学金を求める声や卒業後の低賃金・母子家庭などの家庭の問題などで返済の厳しさを訴える声が多数寄せられた。

例えば、「月々の給料に対し、奨学金の返済額はどれくらいですか？」という問いに対し「31%以上」という回答の内、総額で749万円を借り、毎月5.2万円を返済、月々の給料の31%以上に上ると回答した方からは「大学卒業直後は、非正規雇用だったこともあり、今後生活が成り立たないということで、フルタイム勤務後に副業もしていた。それでも長い返済期間を考えると身体がもたないと思い転職もした」という深刻な報告も寄せられた。

本物の奨学金を目指して！ ——全労連青年部の取り組み

全労連青年部常任委員会では、2017年2月12日御茶ノ水駅で『教育の無償化をすすめ、ほんものの奨学金を 教育予算を世界水準に引き上げ、給付奨学金の拡大を求める請願署名』（奨学金署名）に取り組んだ。30分の宣伝行動で予備校に通う高校生など11人

から署名が集まった。

そして、2017年5月に開催したユニオンユースアカデミーでは、「奨学金」分科会を行い、奨学金アンケートの結果報告や記念講演、街頭宣伝を行った。三輪定宣千葉大学名誉教授の記念講演では、憲法に規定されている「教育を受ける権利」が実現していないこと、世界一高い日本の学費の異常さ、現在の奨学金制度の問題点などを参加者と学習した。

「奨学金アンケート」の結果報告でも、青年労働者の奨学金の返済をしながら働く大変な実態が共有された。学習会の後、奨学金署名の宣伝を渋谷駅で行い、参加者からは、「安心して学ぶ環境があるべき」「負担を軽減できるよう活動したい」「問題意識や重要性を伝えたい」と感想が寄せられた。

2017年9月24日（日）定期大会後、昨年度から取り組んできた奨学金アンケートの結果の報告と奨学金問題を共有しようと「奨学金シンポジウム」を開催した。シンポジウムでは、全労連青年部「奨学金アンケート」の報告と「奨学金制度をめぐる情勢と課題」と題し日本学生支援機構労働組合執行委員長

藤井和子さんの講演を行った。講演後は、参加者から働きながら奨学金を返している実態や、奨学金制度の拡充のとりくみなどの発言を受けて討論を深めた。

討論では、実際に奨学金を返している青年労働者の実態や、学校現場で給付型奨学金に関する業務を教職員が担わなければならない実態の報告などの発言があった。

医労連の青年からは、「リハビリでの職場で働いているが、入職してから身に着けなければいけないスキルがかなりある。有料の研修で知識をつけていかないと先が見えない。奨学金を返している人は、有料の講習に出づらく、同じように入職して働いていても、研修を受けられるかどうかで差が生まれる」と、職場の状況を報告した。

また、日本生協連と共にアンケートに取り組んできた生協労連の青年は、生協で働く青年のためにアンケートに取り組み、「奨学金の返済に追われている青年労働者のために、給付奨学金制度の学習の取り組みとともに、賃上げの要求に応える取り組みも行っていきたい」と決意が語られた。

シンポジウムでは、奨学金問題が労働者にとって切実な問題であることが共有できた。参加者からは、「たくさん現状が発信できたらいい」「社会的に取り組まないといけないと思った」「この問題は社会構造の問題（高

学費、賃金の低さ、学歴で支配される社会）も大きい」などの感想が寄せられた。全労連青年部としては、今後も青年労働者の切実な声を集め、実態を伝え広げていく取り組みを進めていきたい。

『学費は無償』『奨学金は給付』に！ ——広がる共闘の取り組み

学生の実態にあった給付制奨学金の実現などを求めている首都圏の大学生が中心の「Rights to Study」は、2016年11月18日には国会正門前で本物の奨学金を求めて声を上げる学生緊急アクション行い「多くの学生が奨学金という借金に苦しんでいる」「誰もが安心して学べる制度にしてほしい」と訴えた。

全労連が参加するゆきとどいた教育をすすめる会と奨学金の会が呼びかけ、全労協や全労連、首都圏なかもユニオンなどさまざまな団体・個人が賛同して取り組まれた共同行動では、2016年12月9日に財務省前で開催され、参加者一同で「先進国中、授業料を取りながら給付制奨学金のない国は日本だけ。教育への公的支出も最低水準。学ぶ権利を守るため『学費は無償』『奨学金は給付』に」とのアピールを確認した。引き続き、生の声を集めながら取り組みを進めていきたい。

(いがらし けんいち・全労連青年部書記長)

レポート 〈郵政ユニオン〉

郵政における非正規社員の正社員化に向けたとりくみ

家門 和宏

現在、日本郵政、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命のグループ全体で、約40万人が働いている。そのうち、およそ半分の19万人が非正規で働いている。この数は、約25万人のイオングループに続き、郵政グループが日本で2番目に多い、非正規社員を雇用する企業となる。

郵便局では、非正規社員は「期間雇用社員」とよばれるが、半年ごとの契約を更新し、10年、20年と働き続ける労働者も決して珍しくない。全国の郵便局で、非正規社員がいなくなれば、郵便、貯金、保険の郵政3事業は、一日たりとて運営することはできない。郵政非正規社員は、「期間」雇用ではなく、職場の中心的役割を担う、「基幹」労働者として働き続けている。

2005年、郵政民営化法案が参議院で否決され、「自民党をぶっ潰す」と小泉・郵政解散が強行された。郵政を民営化すれば社会は、バラ色になるかのような幻想を振りまき、2007年10月、郵政民営化が強行された。その後、2008年リーマンショックがおり、その年末には、職を失った労働者が、「年越し派遣村」で、飢えと寒さをしのがざるを得ない状況に追い込まれた。

2009年9月に政権交代がおり、民主・社民・国民新党による連立政権が誕生。「国民共有の財産である郵便局ネットワークの活用」「郵便局ネットワークを格差是正の拠点に」などの郵政改革の基本方針が閣議決定された。当時、郵政改革担当であった、亀井金融担当大臣は、格差是正の拠点で働く郵便局の労働者がワーキング

プアであっていいわけがない、と「郵政非正規労働者10万人の正社員化」の号令が出された。

私たちは、2012年6月に全労連加盟の郵政産業労働組合と、全労協加盟の郵政労働者ユニオンが組織を統一して、現在の郵政産業労働者ユニオン（郵政ユニオン）を結成した。組織統一以前から、両組織で郵政民営化反対、民営化見直しの闘いを取り組み、職場の課題では、とりわけ、非正規労働者の正社員化と均等待遇実現を、運動の柱に共闘を積み重ねてきた。春闘では非正規春闘との位置づけを鮮明に、ストライキを配置して処遇改善をめざして取り組んできた。春闘時、正社員化・均等待遇を求める署名を全国で集め、本社に提出してきた。毎年、霞が関の郵政本社前で、非正規社員みずからがマイクを握り、切実な訴えを続けた。非正規問題での共闘の積み重ねが、組織統一につながる要因のひとつであったことは間違いない。

このような運動の積み重ねが、前述の亀井大臣の郵政10万人正社員化発言につながり、職場では大いに希望が高まった。2010年には、それまで、非正規社員の中でも月給制社員でない応募資格がなかった、正社員への登用試験に、時給制社員も応募できるようになり、全国で3万4098人が受験した。しかし、最終合格者は8438人。その後も、登用試験は続いているが、2008年から2017年までの10年間で、正社員に登用された人数は僅か2万9273人、10万人には全く達していない。今なお、郵政職場では19万

人余りが非正規雇用で働いている。職場の期待と社会の要請に、郵政は応えようとはせず、正社員化への道を固く閉ざしている、と言わざるを得ない。

非正規社員は正社員と同じ仕事をしているにもかかわらず、平均年収は261万円。正社員と比べて、1/2～1/3程度になる。1日8時間雇用としての数字のため、6時間雇用、4時間雇用となると、さらに収入は下がる。各種手当、病気休暇や休職制度がない、社宅に入ることができない、など著しい格差がある。半年ごとに行われる雇用契約の更新と、評価制度によって、会社に対して弱い立場に置かれてしまう。たった1回の遅刻や、軽微な事故が、評価システムと連動して、次の評価時に、時給を200円も下げられることが行われていた。8時間雇用で時給200円のダウンは、半年間で約20万円の減収になる。半年後の評価で回復する保証もなく、正社員が同じことをしても同様のペナルティーはない。こんな理不尽は許せない、と近畿で2010年に非正規社員4人が勇気を出して裁判に立ち上がり、会社の評価制度を変えさせることにつながった。

また、業務の都合や、ミスやトラブルなど、様々な問題を理由に、非正規社員が、期間満了を理由に雇止め＝解雇される事例も相次いで発生している。郵政ユニオンへの相談が続いている状態だ。各地での闘いの積み重ねの中で、横浜や千葉、岡山など、複数の事案で裁判闘争での勝利、職場復帰、勝利和解を実現してきた。さらに、人事評価の不当性を追及するため、協約にある苦情処理制度を活用して、全国の支部、地方本部も含めて評価結果を変えさせる運動も進んでいる。

労契法18条に伴う、通算5年以上雇用更新されている有期雇用労働者の無期転換が2018年4

月から実施される。郵政職場では1年半前倒しとなり、2016年10月からすでに実施されており、現在、グループ全体で約8万人が無期転換となった。雇用継続で弱い立場に置かれている非正規社員にとって、半年ごとにやってくる雇用の不安から解放されることの意味は大きい。今後、ますます、非正規雇用労働者が郵政労働運動の主役として登場することにつながるはずだ。

郵政職場で、その数や業務上、非正規社員の占める割合があまりにも大きいことや、この間の、待遇改善を求める運動の結果、会社としても早期の無期転換に舵を切らざるを得なくなったと思われる。一方で、無期転換は、休暇などで前進はあるものの、退職金もなく、基本的な労働条件は有期雇用と変わらない。均等待遇・正社員化実現の運動が、このままで終われば、格差が固定されたまま、一生働き続けることにつながる危険性もある。郵政ユニオンはこの無期転換実現を大きな成果としてとらえつつ、さらに、処遇の改善と正社員への道をつけていくことが必要と考えている。

均等待遇・正社員化実現にむけたたたかいとして、労契法20条を活用し、日本郵便に対して東西2つの郵政労働契約法20条裁判を立ち上げた。2014年5月に東京地裁、6月に大阪地裁にそれぞれ提訴。東京地裁3人、大阪地裁8人の合計11人の原告でとりくんでいる。

今回、争点としたのは手当と休暇。年末年始、正社員には出勤すると1日4000円～5000円支給される手当が、非正規には出ない。夏期・年末手当は正規、非正規で年間100万円の差がつく。病気休暇が正社員は有給で90～180日あるのに、非正規は無給で10日のみ、病気、けがをしても、正社員なら、病気休暇のあと休職制度もあり職場復帰に向けて治療に専念できる環境があるが、非正規なら直ちに無給に陥り生活困窮に直結す

る。いざ、という時のために年休をためておく非正規社員も多いが、それでも、大きなけがや、病気を患うと、退職せざるを得ない状況に追い込まれることも多い。

普段の仕事で、正規、非正規が明確に分かれて仕事をしているわけではない。日々のシフトで、雇用形態の違いに関係なく配置される。異動してきたての不慣れな正社員に、ベテランの非正規社員が仕事を教えることは、よくある光景だ。正社員が休んだらそのあとに非正規社員が応援に入る、その逆もある。同じ仕事をしているのに、19万人の非正規社員は不当な格差を強いられているのだ。

会社は、裁判の中で、正社員と非正規社員は役割が違う、正社員には長期雇用のインセンティブ（報奨）がある、などと主張。現場の管理者も、「非正規社員は地域に責任を持つ意識が少ない」「非正規社員に営業成績は求めているない」など、非正規社員を侮辱し、現場実態を無視した証言が続いた。組合側は、原告と同じ仕事をする正社員の組合員が証言に立ち、業務内容も責任も同じ、格差は不合理だと証言した。今の郵政の諸手当、休暇制度は公務員時代の全員正規職員だった頃に作られたもの。年末年始勤務手当は、年末正月という多くの人が休みの期間に、仕事をするに対して手当を出したのであって雇用期間の長短とは関係がない。非正規社員に制度を適用していないだけの話だ。

東日本裁判の判決が2017年9月14日、東京地裁判決で出された。非正規社員に対する格差

を違法と認め、年末年始勤務手当（正社員の8割）、住居手当（最高2万7000円の6割）、冬期夏期休暇、有給の病気休暇について認める判決を下した。地位確認、賃金としての支払いは棄却、損害賠償請求を容認する判決となった。双方控訴し高裁でのたたかいは始まる。2018年2月21日には大阪地裁で西日本裁判の判決がでる。

東日本裁判では、管理者、役職者ではなく転居を伴う異動、昇進のない郵政版地域限定社員ともいうべき「一般職」に比較の対象を絞り込めたこと、訴えた手当、休暇一括ではなく、個別に判断されたこと、職務内容に応じて割合で表されたこと、病気休暇の違法性が認められた点など判決の特徴があった。西日本裁判では、家族手当も求めている。東日本裁判をさらに上回る判決を勝ち取るために運動を強めていくことが求められている。

今回の裁判で、会社側代理人は、東西とも、日本の4大法律事務所のひとつといわれる森・濱田松本法律事務所がでてきた。もちろん、こちらも最強の弁護団と原告、組合でたたかう体制をつくっている。この裁判は、単に日本郵便を相手にした企業内の争いととどまらない。郵政19万人非正規社員の格差是正を前に一歩でも進めること、日本社会における非正規雇用労働者の格差是正に繋がるものと確信をもって、郵政20条裁判の勝利に向けて奮闘する決意だ。

（かもん かずひろ・郵政産業労働者ユニオン
中央本部副執行委員長）

..... 労働戦線NOW

多難な船出の連合新体制

2018「初陣春闘」や支持政党見直し

全労連は賃上げ、労働法制、9条改憲阻止へ総がかり闘争

青山 悠

18春闘は賃上げ・働き方改善など労働条件改善闘争と、労働法制破壊阻止、9条改憲阻止など政治闘争の結合が求められ、戦後73年の分水嶺のたたかいとなっている。戦後労働運動のたたかう伝統の承継・発展を掲げる全労連など国民春闘共闘の本領発揮が求められる春闘だ。

連合は神津会長（再）、相原事務局長（新）の「初陣春闘」となり、分配のゆがみ是正や働き方改革8法案をめぐり、新体制として「安倍一強政治」への対抗力と行動力が問われている。

■「大手追随春闘の構造転換」と底上げ

連合は18春闘でベア2%程度を基準に、定昇相当分を含めて4%程度に設定した。ベア要求は5年連続となり、2%程度は3年連続である。中小はベア6000円、定昇4500円の10500円、非正規は時給1000円、37円引き上げを決めた。

闘争方針は、GDPの6割を占める個人消費の回復がなければ、日本経済の自律的成長経済や好循環という社会的目標は達成されないと指摘。中小、非正規の待遇改善へ「大手追随・準拠の春闘構造転換」や、公正取引

と「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分」などを掲げている。運動では16春闘から展開している格差是正と中小春闘を重視。JAM、JR連合、自動車下請け、化学関係のJEC、フードなど各産別とも人手不足の打開へ賃金水準の引き上げとあわせ、これまで以上に中小の支援体制を強めている。

また春闘相場の目安とされているトヨタなど金属大手回答を上回るUAゼンセン、NTT、フードなどの産別、単組も増加。内需産別・単組が「春闘は大手金属だけではない」と春闘への対応変化をみせ、今後、産業構造の転換と人手不足などからみながら、春闘の構造転換も注目される。

■分配のゆがみ是正に弱さも

問題は、連合の要求水準について「高い、低いの両面の見方も出された」と神津会長は語る。三役会では有力産別から「少なくとも昨年を下回らないこと」などの意見も表明されたもようだ。

春闘情勢で昨年と違うのは、賃金の劣化が目立つことだ。実質賃金は9月に前年同月比で0.1%減と4カ月連続のマイナスに転落。

一方、企業の純利益は17年9月期で前年同期比22.5%と高く、内部留保は413兆円と過去最高だ。神津会長は分配のゆがみを「事実」と認めつつも、底上げの継続と広がり的大事とし、相原事務局長も「中小、非正規へ特化する合意ができており、底上げ、格差是正をより重視していく」と語っている。

討論集会では「労働分配率は右下がりであり、底支え、格差是正だけでなく、労働者全体の賃金引き上げを」「実質賃金で物価上昇の対応も」（U Aゼンセン）、「先行大手の回答相場の影響は強く、大きな賃上げ回答を」（自治労全国一般）、「自動車、電機の大企業は賃上げのふたになっている」（J AM）などの意見も表明されている。

連合シンクタンクの連合総研も企業は最高益を上げ、消費者物価も上昇しているなかで、賃上げの必要性を提起し、企業の多額な内部留保の積み上げも批判している。

一方、連合が2%程度を提起しても、春闘に影響を与える自動車、電機などは昨年と同じ3000円以上（1%）にとどまる。内需産業労組や中小のベア奮闘は、巨額の内部留保を有する大手の要求やベア（約0.4%）が低すぎると指摘されるほどだ。大企業の労働分配率は9月期で45.3%（中小は約75%）と46年ぶりの低水準となり、人手不足でも賃金劣化など、大企業労使の社会的責任が問われている。

妥結予測では、連合幹部やU Aゼンセン幹部、金属労協幹部が「物価上昇などを踏まえ、昨年を上回るベア獲得をめざしたい」と語っているのが一つの変化である。

「働き方の見直し」では、36協定の残業規制を重視。「月45時間、年360時間以内」を

原則とし、特別条項は、休日を含む労働時間が年720時間以内とするよう求めている。産別では電機、U Aゼンセンなどが勤務間インターバル休息の導入単組の拡大などもめざしている。

均等・均衡処遇では、政府の「同一労働同一賃金ガイドライン案」が法制化される見通しであることを踏まえ、職場の点検・改善に取り組み、非正規労働者の組織化なども強めている。

■官民スト集会で総決起の全労連18春闘

全労連など18国民春闘共闘の特徴は、「安倍9条改憲・労働法制改悪NO！ 賃上げと雇用安定で地域活性化！」をスローガンに、戦後史に関わる政治・経済課題を結合させた国民的な春闘を展望していることである。

賃金闘争では、「生計費原則を基礎に、統一闘争の強化で大幅賃上げ・底上げ・格差是正の実現」を掲げ、昨年と同額の月額20000円以上、時間額150円以上などを設定した。18要求アンケートでは年間収入が前年より「減った」が4割を占め、家計にはあと5万円必要が32%と多数を占めている。実質賃金の減少と暮らしの悪化などで賃上げの要求は強まっており、全員参加の春闘と要求・交渉・行動など統一闘争の強化が望まれる。

最賃闘争で注目されるのは、運動前進の兆しが見え始めたことである。具体的には、①最賃の影響率が06年の1.5%から16年は11.0%へと拡大し、非正規労働者の賃上げや初任給にも連動し始めたことである、②最賃アップ率が1980年以来33年ぶりに春闘の定昇込み賃上げ率を上回り始めたことである。

17年では春闘の賃上げ2.11%に対し、最賃は3.04%アップしている。賃金の底上げとあわせ、春闘では正規を含む全体の水準引き上げが重要となっている。

さらに最賃闘争の前進へ向け、全労連の最低生計費調査を踏まえた22～24万円（時給1500円程度）の実現や、最賃を平均賃金の60%（現在37.8%。フランス65%）水準をめざし団体交渉による賃上げと最賃引き上げとの連動も重要課題だ。世界65カ国共通型の全国一律最賃制確立も将来展望のある戦略課題であり、全国一律制の実現を目指す10万人学習運動も呼び掛けている。産別では医労連が全国適用の介護・看護士産別最賃の創設を目指して運動を展開しているのが注目される。

労働法制では時間外労働の上限規制と勤務間インターバル規制の協定実現も期待される。

全国統一闘争は、春闘最大のヤマ場（3月15日予定）に賃上げ、労働法制、9条改憲阻止の3大要求で民間はスト、公務組合は昨年に次ぎ早朝・昼休み職場集会など、延べ50万人総行動を展開する構えであり、目標の50万が焦点となる。

18春闘は経済・政治を結合した歴史的な闘争であり、産別自決でなく組織をあげての闘争体制の確立が重要となる。中央、地方で春闘要求・3000万人署名、政治ストなど各組織の闘争進捗状況の把握と闘争全体の調整・指導・集約などが課題。戦術配置や統一闘争の強化へ春闘戦術委員会などの機能強化も検討課題だろう。

春闘討論集会では「大幅賃上げこそ景気回復の風を吹かせ、要求組合、スト増へ支部分

会のオルグを強める」（JMITU）、「全組合参加の春闘とスト拡大」（建交労）、「春闘ヤマ場の50万総行動は大がかりな行動を」（埼労連）など、運動前進への産別、地方の発言が相次いだ。

■全労連春闘前進へ8つの提言

全労連は歴史的な18春闘で産別統一闘争を従来以上に重視している。行動展開ではかねてから指摘されている「やっている産別は成果をあげているが、そうでない産別などばらつきがある」という運動の打開が重要となる。

現状のばらつきをみると、闘争のスタートとなる要求提出は、17春闘では民間18産別2830組合のうち平均59.3%、回答引き出しは平均65%で、産別によって100～29%とばらついている。スト権確立は52.0%、実施は11.9%にとどまり、スト実施9産別252組合のうち、JMITUが110組合（産別登録組合の45.6%）、医労連が104組合（同22.1%）と、2産別だけで全体の84.9%を占めている。5%以下が4産別、ストゼロが7産別など深刻な状況だ。

全労連など国民春闘共闘は17春闘の総括として、安倍暴走政治に対する国民的共同の重視や生計費原則に基づく賃金改善・底上げの実現、統一闘争の強化と組織拡大などをあげている。11月22日に開かれた18春闘討論集会で小田川議長は「職場闘争を強め、要求提出、交渉、行動など目標を持って全組織、全組合員が統一闘争に参加を」と呼びかけた。

全労連春闘28年でも産別運動のばらつきは大きな課題であり、その打開は戦略課題といえる。全労連など国民春闘の強化へ向け、

産別、地方の組織的な支援強化のもとに、①各組織の要求提出組合90%以上をめざす(連合85%)、②回答引き出し組合65%を85%へ(連合妥結組合78%)、③ベア獲得組合32.7%、ベアゼロ58.8%の抜本的改善、④スト実施を各産別で現在より30%増(現在平均12%)、⑤3月の春闘ヤマ場にスト含む50万総行動(現在約20万人。組合員2人に1人で50万行動へ)、⑥地域春闘で産別・地域共闘の強化、⑦国民世論や平和擁護労使協定などを背景に労働運動史に残る9条改憲阻止ゼネストの実施、⑧春闘と組織拡大の結合。産別・地方・地域の組織建設一などの私見を提言したい。

日本独特の春闘は企業別組合の弱点克服へストを背景にした産別統一闘争と全国的共闘組織の全国統一闘争を軸にした国民的な闘争であり、改めて原点を踏まえた春闘再構築が重要となっている。

■政財界も「昨年以上」認識、ベア分散に注意

安倍政権は18春闘へ向け経済財政諮問会議で「賃上げは企業への社会的要請だ。3%の賃上げ(定昇込み)が実現するよう期待する」と表明した。「昨年並み」の2%を上回る水準となる。

経団連の榊原会長も安倍首相の「賃上げ3%期待」の要請を受け、「賃上げに対する社会的な期待や要請が昨年以上に高まっていると感じている。より高い水準の賃上げを求める声大きいのは十分認識」としたうえで、政府には「賃上げを前向きに検討していくためにも税制など政策支援を」と注文をつけている。

経団連が春闘で「3%引き上げ(定昇込み)」という数字を明記するのは1975年以来43年ぶりだ。74年のインフレ下で交運ゼネストを背景とした32.9%(2万8981円)の賃上げに対して、日経連(現・経団連)が「75年は15%以下、76年以降は一ケタ台」とする賃下げガイドラインを設定し、政官財労一体の「管理春闘」を構築した。今回はデフレ打開へ安倍政権の要請を受け、収益状況で昨年の2%台を上回る賃上げを社会的要請とし、「かつてと真反対」(連合・神津会長)を表明せざるを得なくなっている。

注意すべきことは、経団連は各社の収益に見合った前向きな対応として賃上げだけでなく、働き方改革などで多様な回答項目や社会保障改革などを提唱していることである。賃上げにはベア、賞与・一時金のほか、子育て世代など諸手当も含むとし、ベアの抑制・分散の方向である。

すでに多様なベアでは、昨春闘でトヨタが第2子以降の子ども手当を2万円に引き上げた。一人平均原資は1100円で、会社側は「ワンショット・ベア」としている。私鉄、情報関連産別などでも若年層だけのベアや、ベアを抑制して正社員と契約社員との均等食事手当の新設、ベアゼロで一時金増額など分散化している。

組合は、ベアと諸手当を区別し、全員の賃金を引き上げるベアを重視し、職場の働き方要求にこだわった諸闘争を展開すべきだろう。

■経団連も内部留保の「賃金」還元を初提唱

分配構造のゆがみ是正は春闘の大きな課題だ。大企業の内部留保は413兆円と過去最

高となり、株主配当も5年連続で最高を更新している。一方、実質賃金はマイナス傾向であり、分配構造のゆがみは拡大し続け、内部留保の還元はいまや政治経済社会の問題となっている。経団連も低下する労働分配率への批判をかわすためには政府の賃上げ要請に^とこねざるを得ないとの見方もされ、労働側の攻めの春闘の闘である。

全労連や労働総研、日本共産党などはかねてから内部留保の還元を求め、トヨタ総行動などを展開し世論としてきた。経営サイドからも内部留保の増大は経済成長にマイナス要因であり、何らかの政策措置をとるの見解もだされ始めた。

経団連の2018年「経労委報告」でも初めて内部留保を「賃金に」と提起した。内部留保を「過剰に増やすことは投資家の視点から決して許されない」と指摘。具体的な使途として、「人材への投資」を含めた一層の有効活用として、賃上げ原資に回すことも検討と促している。さらに内部留保については、国公労連などが賃上げなどへの還元とあわせ、初めて税制改革の提言として「課税」を提起しているのも注目される。

内部留保のわずか2.10%で2万円賃上げは可能であり、非正規雇用の正社員化や労働時間の短縮など働くルール改善に還元すべきだ。

春闘に影響を与えるトヨタは18年3月期決算予測で営業利益を2兆円に上方修正した。主に下請単価切下げの原価改善は1200億円にのぼり、その還元が求められている。分配のゆがみ是正へ内部留保（付加価値を含む）の還元は全労連、連合など一致した課題であり、大企業対策を含め全労連の運動拡大が期待されている。

■大改悪の労働法制阻止へ総反撃

18春闘と労働法制をめぐる闘争では、施行70年の大改悪との歴史的なたたかひとなる。「働き方改革関連8法案」を貫く労働法制の変質・解体の阻止が最大の課題である。

労基法改悪では、労働時間の規制を除外する「残業代ゼロ制度」（高度プロフェッショナル制度）は労働時間法制の岩盤破壊であり、法施行70年で最大の改悪にほかならない。

さらに残業上限規制も過労死ラインの100時間未満を容認し、同一労働同一賃金も人材活用の違いで格差を固定化。加えて人手不足を口実に、雇用対策法を「労働施策総合推進法」に改悪し、「労働生産性の向上」や「多様な就業形態の普及」で個人請負を増加させ、労働法制の変質と解体を狙っている。

組合の存在意義も問われる闘争であり、全労連はストでたたかう方針だ。法案阻止へ日本労働弁護団の主催で共同集会も開かれ、全労連、全労協、連合産別や共産、立憲、社民、学者、市民なども参加し、共闘拡大が重視されている。

■9条改憲阻止へスト含む統一戦線的運動

憲法も施行70年で最大の危機に直面している。総選挙で改憲勢力が3分2以上を占め、安倍首相は戦後初めて自衛隊の憲法明記へ向け、「戦争する国」づくりに暴走している。自衛隊が憲法に明記されると、戦争法による集団的自衛権の行使容認としてアメリカ軍などと海外で無制限に武力行使ができることになり、戦争放棄、戦力不保持の憲法

は破壊される。言論、集会、組合弾圧も歴史の教訓である。

連合の神津会長は安倍9条改憲について、「安全保障法制（戦争法制）について聞く耳もたない形で成立させ、立憲主義と抵触しないと言っていたのに、9条3項をなぜ問うのか不可解だ」と9条改憲に否定的な見解を表明しつつ、「9条改憲は必要ないで済まされるのか。勉強会を重ね、改憲論議について言うことになるかも知れない」と述べている。産別では自治労などが9条改憲阻止を大会で決めている。

全労連は今春闘でのストを含む全国統一闘争に加え、改憲発議など重要段階にはストで総決起の方針を決めている。運動では「安倍9条改憲NO 全国市民アクション」の3000万署名（全労連は目標500万名）を展開し、すべての職場に「憲法を語る人」を10人に1人の規模で育成する方針だ。

安倍9条改憲NOを掲げた国会包囲大行動も11月3日に開かれ4万人が参加。全労連の小田川議長は「国会や各地の集会、デモだけでなく、戦争反対で労働者が実力行動に立ち上がっている姿を社会的にアピールしよう」と決起を呼びかけている。

18年は改憲阻止の正念場となる。改憲を発議させず、戦争と暗黒政治阻止へ統一戦線的な歴史的なたたかいが求められている。日本労働運動の戦闘性を継承し、改憲阻止を全労連の組織をかける闘いとしてきた全労連が、組織された大きな社会的勢力としてストを軸とする総がかり闘争への歴史的な役割と力の発揮が期待されている。

■多難な連合新体制、支持政党見直しも

労働戦線では連合の新体制として神津里季生会長（再任）、相原康伸事務局長（新任）が10月の大会で選出された。結成28年、7代目のトップリーダーとなる。就任早々、新党の希望の党との合流に伴う支援政党の民進3分裂による総選挙の厳しい結果など、多難な船出となった。今後、初コンビによる2018春闘や支持政党の見なおしと政策要求の実現などを含め、行動力の強化がとりわけ重要となっている。

連合の総選挙は厳しい結果となった。連合は支援政党の民進が希望、立憲民主、無所属に3分裂したなかで、政党でなく、民進党出身者の候補者196人を個別に推薦し、当選は99人（希望39、立民38、社民2、無所属20）である。組織内候補は電機など9産別16人を擁立し、当選は13人とどまった。

総選挙結果について連合は10月23日、自公が改憲発議のできる3分の2を超える議席を獲得したことは極めて遺憾と指摘。与党1対野党1にならず自公を利する形となったことは非常に残念であり、多くの惜敗者を生んだことは痛恨の極みとし、今後の政策実現では当選した99人を核に対応する意向も表明している。

神津会長は、前原民進党党首の辞任（「分裂は想定内」と発言）に関連して、連合会長としての責任を記者会見で問われ、「分裂は想定外」と述べている。連合内には民進分裂の引き金となった希望への合流を後押しした連合執行部への不満もくすぶっているという。

■異例の「連合フォーラム」できしみ

結成 28 年の連合にとって支援政党が定まらないことは異例の深刻な事態であり、野党再結集へ向けて動いているが、前途は多難だ。

連合の神津会長は 12 月 5 日の中央委員会 で民進党分裂に伴って分離した国会議員の結集へ向け、「連合フォーラム」を 2 月 16 日にも設立すると表明した。対象は衆院選で連合が推薦した立憲、希望、無所属の会、社民、自由党など 99 人と、民進の参院議員 46 人などである。「連合が支援する議員に重きを置き、政党の枠組に縛られないフォーラムを設立し、政策の実現をめざす」としている。

しかし、5 日の政党あいさつで早くもきしみを露呈。民進は連携に意欲を示したが、立憲は独自性を強調し、希望は慎重対応と、分裂 3 党で足並みの乱れを見せた。

支持政党の見直しでは、連合内の産別でも自治労のように 5 政党支援もあり、地方では東京、大阪、愛知、埼玉などでも支援政党は分かれ、対応に苦慮している。

連合 28 年と政党との関係をもみても、経緯は単純ではない。結成当初の 89 年には、山岸会長が総評—社会党、同盟—民社党と分かれていた野党再編の起爆剤として行動。参院選で「連合の会」を設置し 11 人を当選させ、会派を結成した。

その後も 92 年の日本新党など非自民 8 党連立で細川政権を確立、94 年の自社さ村山連立政権の樹立など、連合は存在をアピールした。その後も曲折を経て、6 代目の古賀会長時代の 09 衆院選で民主党政権を樹立したが、12 年衆院選で敗退し、安倍自民政権に

移行。14 年衆院選で戦後初めて衆参院で改憲勢力が 3 分の 2 の一強政治となった。

現在の 7 代目の神津会長は、16 年参院選で民進党が 4 野党統一候補として善戦したが、「民進は共産と握手するな」「戦略は野党共闘反対だが、戦術としては共闘もありうる」と表明。28 年前の反共選別統一の「先祖帰り」ともいわれていた。今回の厳しい総選挙結果についても、神津会長は立憲民主と市民連合との関係を容認しつつも、共産党を含む共闘ではないと否定的な見解を示している。

2 年後の参院選へ向け連合は当選した 99 人を核に対応し、大きな塊を作る方向である。その具体化が「連合フォーラム」だが、かつての「連合の会」のような勢いはなく、「時間稼ぎに過ぎない」との声も聞かれる。

政局打開では、2 年後の参院選で安倍 1 強政治退陣には、市民と野党との大きな共闘がカギとなることを示しているともいえよう。連合の政策との関係でも労働政策や 9 条改憲、安保法反対では、希望の党ではなく、立憲や社民党、共産党など野党共闘の政党と重なる。

連合始まって以来とされる残業代ゼロ法案をめぐる政労使法案修正の混乱では「働く者の代表」としての威信が大きく揺らいだ。今回の支援政党 3 分裂下の厳しい総選挙結果と支持政党見直しなどの傷は深い。

政治変化のなかで、連合は要求実現力をどう強め、共同するのか、それとも安倍政権との政労使政策協調参加に傾斜するのか。多難な船出となった津里会長、相原事務局長の新体制の政財界に対する拮抗力と行動力が問われている。

(あおやま ゆう・ジャーナリスト)

Editor's note
編集後記

■本号の特集は、ますます深化・拡大する貧困と格差の問題について、労働者の生活を守るべき労働組合がどう立ち向うべきか、その課題を整理するとともに、現場からは各地域・分野における打開の実践を紹介している。

■これからの労働運動が、その持てるエネルギーを集中的かつ効果的に注がねばならないのは、社会的な賃金闘争に対してであろう。そして、社会的な賃金闘争の先にあるものは、地域経済の再生である。このことを組合員、あるいは世論にしっかりとアピールできれば成功を収めることは可能であろうし、逆に組合員や世論にきちんと知らしめることができなければ地域の再生はありえない。まさに労働組合の真価が問われる局面である。

■特集以外では、巻頭の小田川全労連議長による9条改憲阻止に向けた課題整理のほか、新体制となって初陣となる連合の春闘、賃上げ・労働法制改悪阻止・9条改憲阻止など政治・経済課題を結合させた全労連の春闘の解説等を掲載している。ご一読の上、是非感想をお寄せいただきたい。(S.N.)

次号予告 (No.109 2018年 春季号)

【特集】安倍「働き方改革」と労働時間規制の課題

長時間労働を加速する安倍「働き方改革」	森岡孝二
安倍「働き方改革」とホワイトカラー労働者	昆 弘見
「ほんものの働き方改革」と労働時間規制	佐々木昭三
多様な働き方とワークライフバランス	日野徹子
教職員の長時間・過密労働をどう規制するか	米田雅幸
生活から労働時間問題を考える	斎藤 力
職場から安倍「働き方改革」阻止のたたかいを	岩橋祐治

(内容は一部変更することがあります。)

Information

「読者の声」欄への投稿を募集
本誌についての率直な感想、ご意見などを、編集部までお寄せください。掲載分には図書カードを進呈します。
E-mail : rodo-soken@nifty.com

季刊 労働総研クォーターリー No.108 (2018年 冬季号)

2018年2月1日発行 定価：本体1200円+税 年間：4800円+税

編集・発行 ● 労働運動総合研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501
TEL.03-3230-0441 FAX.03-3230-0442
http://www.yuiuidori.net/soken/ E-mail : rodo-soken@nifty.com

発売 ● 株式会社 本の泉社

〒113-0033 東京都文京区本郷2-25-6
TEL.03-5800-8494 FAX.03-5800-5353
http://www.honnoizumi.co.jp/ E-mail : mail@honnoizumi.co.jp

印刷・製本 ● 中央精版印刷 株式会社 DTP ● 木椋 隆夫

落丁本、乱丁本は小社にてお取り替えいたします。定価は表紙に記載されております。
本書の内容を無断で複写複製、転載することは、法律で定められた場合を除き、著作権の侵害となります。
©The Japan Reseach Institute of Labour Movement (Rodo Soken) / HONNOIZUMISHA INC.
Printed in Japan ISBN978-4-7807-1876-8 C9336

全労連・労働総研編

データブック

2018年

国民春闘白書

安倍九条改憲・労働法制改悪 NO!
まともな賃上げ・雇用で地域活性化!

憲法改悪阻止のたたかい、賃上げや雇用確保をめぐる攻防、残業代未払いを合法化し過労死を野放しにする安倍「働き方改革」とのたたかい、地域経済や公務・公共サービスをまもるたたかいなど、労働者・国民のたたかいの力となる豊富なデータが満載。春闘の方針書や宣言物、学習・討論資料の作成に欠かせない一冊。

最新刊

筒井晴彦 (労働者教育協会理事) 著

8時間働けば ふつうに暮らせる 社会を 働くルールの 国際比較2



一四〇〇円+税

一〇〇〇円+税

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
郵便振替 00100-6-179157

学習の友社

TEL 03-5842-5641
FAX 03-5842-5645

国民生活と経済をダメにしたアベノミクスを総括!

アベノミクス崩壊

——その原因を問う

牧野富夫 編著

「一億総活躍」どころか格差が拡大——日本経済と国民生活をダメにした経済政策を第一線研究者8人が全面的に検証する!

◎定価: 本体 1600円+税 / 四六判 / ISBN978-4-406-06032-5

《主な目次》

- 序章 安倍政権の野望とアベノミクス——富国強兵のゆくえ (牧野富夫)
- 第1章 アベノミクスの国民的総括 (友寄英隆)
- 第2章 「アベノミクス」とTPP——TPPからの撤退で、国民生活の安定を (萩原伸次郎)
- 第3章 TPP、インフラ輸出、安保法制と経団連 (山中敏裕)
- 第4章 命運尽きる異次元金融緩和政策 (建部正義)
- 第5章 重大化する「働く貧困」とアベノミクス——「働くルール」の確立で打開へ (藤田宏)
- 第6章 「アベノミクス」の現在と労働者のたたかい (生熊茂実)
- 終章 アベ政治とアベノミクスの現段階——「一億総活躍社会」と同一労働同一賃金 (下山房雄)



新日本出版社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-25-6 ☎03-3423-8402 FAX 03-3423-8419 [営業]
www.shinnihon-net.co.jp info@shinnihon-net.co.jp ☆送料 200円



9784780718768



1929336012008

**Challenges for Trade Unions in the Struggle to Block Abe's Attempt
to Revise Article 9** Yoshikazu ODAGAWA

Featured Theme

Resolve Poverty and Inequality – Defend Workers' Livelihood

*Ongoing Crisis of Deterioration of Life and What Should Be Done to
Stop It Seiichi KANEZAWA

*Challenges for Reinforcing the Wage Struggle and Reconstructing
the Spring Struggle

- To Achieve Increase in the Basic Wage Table and Reinstatement
of the Struggle for a Drastic Wage Hike Katsuichi SHIKATA

*Activation of Local Economy and Challenges for Trade Unions
..... Yoshinobu KAWAMURA

*Local Movement to End Poverty Satoru HARATOMI

*Reports

•**DO ROREN** Hokkaido Federation of Trade Unions

Unionize Non-Regular Workers through Transition of Fixed-term into
Open-ended Employment

- "Transition to Open-ended Employment Project" in the Effort to
Organize Non-Regular Workers Koichi KUROSAWA

•**YAMAGATA ROREN** Yamagata Prefecture Federation of Trade Unions
Prefectural Authorities Made a Landmark Proposal to the State on
Minimum Wage

- What We See from the Questionnaire on Black Companies
..... Shinobu KATSUMI

•**Youth Section of ZENROREN**, National Confederation of Trade Unions
Young Workers Struggling with the Scholarship Loan Repayment

- From the "Questionnaire on Scholarship" Kenichi IGARASHI

•**YUSEI UNION** Postal Industry Workers Union

YUSEI's Effort to Achieve Transition of Non-regular Workers into
Permanent Employment Kazuhiro KAMON

Labor Front Now

RENGO's New Leadership Gets off to a Rocky Start with 2018 "First
Spring Struggle" and Review of Party Affiliation

Zenroren Sets to All-out Struggle for Wage Hike, Blocking the Labor
Laws Amendment and Foiling the Attempt to Revise Article 9

..... Yu AOYAMA

ISBN978-4-7807-1876-8

C9336 ¥1200E

定価：本体1200円＋税

発売：本の泉社